

官報

号外 昭和二十七年五月三十一日

第十三回 衆議院會議録 第四十八号

昭和二十七年五月三十一日(土曜日)

議事日程 第四十七号

午後一時開議

第一 農林省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律案(内閣提出)

第三 国立病院特別会計所属の資産の譲渡等に関する特別措置法案(内閣提出)

第四 昭和二十七年年度における行政機構の改革等に伴う国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の特例に関する法律案(内閣提出)

第五 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案(内閣提出)

第六 製造施設法案(内閣提出)

第七 訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律案(田嶋好文君外六名提出)

第八 国際植物防疫條約の締結について承認を求めるの件

第九 千九百二十三年十一月三日にジュネーヴで署名された税関手続の簡易化に関する国際條約及び署名確定書の締結について承認を求めるの件

第十 国際復興開発銀行協定への加入について承認を求めるの件

第十一 国際通貨基金協定への加入について承認を求めるの件

第十二 外国の領事官に交付する認可状の認証に関する法律案(内閣提出)

第十三 伊東国際観光温泉文化都市建設法の一部を改正する法律案(堀内八郎君外九名提出)

第十四 造船法の一部を改正する法律案(堀内八郎君外二十名提出)

第十五 地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、燈台管理部の設置に関し承認を求めるの件

●本日の會議に付した事件

文部省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

工場抵当法及び鉱業抵当法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

恩給法の特例に関する件の措置に関する法律案(内閣提出、参議院回付)

道路整備特別措置法案(内閣提出、参議院回付)

檢察官適格審査会予備委員の選挙日程第二 簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律案(内閣提出)

日程第三 国立病院特別会計所属の資産の譲渡等に関する特別措置法案(内閣提出)

日程第四 昭和二十七年年度における行政機構の改革等に伴う国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の特例に関する法律案(内閣提出)

日程第五 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案(内閣提出)

日程第六 製造施設法案(内閣提出)

日程第七 訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律案(田嶋好文君外六名提出)

日程第八 国際植物防疫條約の締結について承認を求めるの件

日程第九 千九百二十三年十一月三日にジュネーヴで署名された税関手続の簡易化に関する国際條約及び署名確定書の締結について承認を求めるの件

日程第十 国際復興開発銀行協定への加入について承認を求めるの件

日程第十一 国際通貨基金協定への加入について承認を求めるの件

日程第十二 外国の領事官に交付する認可状の認証に関する法律案(内閣提出)

日程第十三 造船法の一部を改正する法律案(堀内八郎君外二十名提出)

日程第十四 地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、燈台管理部の設置に関し承認を求めるの件

日程第十五 保安庁職員給与法案(内閣提出)

昭和二十七年年度における国家公務員に対する臨時手当の支給に関する法律案(内閣提出)

電波監理委員会委員任命につき同意の件

午後三時十二分開議

○議長(林譲治君) これより會議を開きます。

文部省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

○議長(林譲治君) 参議院から、内閣提出、文部省設置法の一部を改正する法律案、工場抵当法及び鉱業抵当法の一部を改正する法律案、恩給法の特例に関する件の措置に関する法律案及び道路整備特別措置法案が回付されております。この際議事日程に追加して右回付案を逐次議題となすに御異議ありませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長(林譲治君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

まず文部省設置法の一部を改正する法律案の参議院回付案を議題といたします。

文部省設置法の一部を改正する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條によりここに回付する。

昭和二十七年五月二十三日

参議院議長 佐藤 尚武

衆議院議長 林譲治殿

昭和二十七年五月三十一日 衆議院會議録第四十八号 工場抵当法及び鉱業抵当法の一部を改正する法律案(衆議院回付)

九三八

(小字及び一は衆議院修正)
文部省設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
第二十四條第一項本文中「第十三條に掲げるもののほか、を削り、同

「教育職員免許等審議会」教育職員の免許、養成制度等に関する事項を調査審議し、及び教員検定に関する事務をつかさどること。

「教育職員養成審議会」教育職員の免許、養成制度等に関する事項を調査審議すること。

「著作権審査会」文部大臣の諮問に応じて著作権法第二十二條ノ五第二項又は第二十七條第二項の規定による償金の額、著作権に関する仲介業務に関する法律(昭和十四年法律第六十七号)第三條第一項の規定による著作物使用料規程の認可その他著作権に関する事項について調査審議すること。

「著作権審査会」文部大臣の諮問に応じて著作権法第二十二條ノ五第二項又は第二十七條第二項の規定による償金の額、著作権に関する仲介業務に関する法律(昭和十四年法律第六十七号)第三條第一項の規定による著作物使用料規程の認可その他著作権に関する事項について調査審議すること。

改め、同條を第二十四條の二とし、第二十三條の次に次の一條を加える。
(中央教育審議会)
第二十四條 本省に中央教育審議会を置く。

2 中央教育審議会は、文部大臣の諮問に応じて教育に関する基本的な重要施策について調査審議し、及びこれらの事項に関して文部大臣に建議する。

3 中央教育審議会は、人格が高潔で、教育に関し広く且つ高い識見

項の表中教職員適格審査会、教職員適格再審査会及び通信教育審議会の項を削り、社会教育審議会の項中「労働者教育」の下に「社会教育としての通信教育」を加え、

「教育職員免許等審議会」教育職員の免許、養成制度等に関する事項を調査審議し、及び教員検定に関する事務をつかさどること。

「教育職員養成審議会」教育職員の免許、養成制度等に関する事項を調査審議すること。

「著作権審査会」文部大臣の諮問に応じて著作権法第二十二條ノ五第二項又は第二十七條第二項の規定による償金の額、著作権に関する仲介業務に関する法律(昭和十四年法律第六十七号)第三條第一項の規定による著作物使用料規程の認可その他著作権に関する事項について調査審議すること。

「著作権審査会」文部大臣の諮問に応じて著作権法第二十二條ノ五第二項又は第二十七條第二項の規定による償金の額、著作権に関する仲介業務に関する法律(昭和十四年法律第六十七号)第三條第一項の規定による著作物使用料規程の認可その他著作権に関する事項について調査審議すること。

を有する者のうちから、文部大臣が内閣の承認を経て任命する二十人以内の委員で組織する。

4 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、中央教育審議会に臨時委員を置くことができる。

5 専門の事項を調査するため必要があるときは、中央教育審議会に専門委員を置くことができる。

6 前四項に定めるもののほか、中央教育審議会の内部組織、所掌事務及び委員その他の職員について

は政令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、第七條第二項第一号の二の改正規定は、ユネスコ活動に関する法律(昭和二十七年法律第 号)の施行の日から、文部省設置法第七條第二項第六号の改正規定並びに同法第二十四條第一項の表の改正規定中教職員適格審査会及び教職員適格再審査会の項を削る部分は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日から、それぞれ、施行する。

2 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。
第五十一條第三項中「通信教育審議会」を「社会教育審議会」に改める。
第五十三條を次のように改める。

第五十三條 削除

3 著作権法の一部を次のように改正する。
第三十六條の三中「著作権審査会」を「著作権審議会」に改める。
第三十六條之三 主務大臣は第二十二條ノ五第二項又ハ第二十七條第二項ノ規定ニ依ル償金ノ額ヲ定メントストキハ著作権審議会ニ諮問スベシ

第三十六條之三 主務大臣は第二十二條ノ五第二項又ハ第二十七條第二項ノ規定ニ依ル償金ノ額ヲ定メントストキハ著作権審議会ニ諮問スベシ

4 著作権に関する仲介業務に関する法律の一部を次のように改正する。
第三條第四項中「著作権審査会」を「著作権審議会」に改める。

5 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。
第十五條第一項の表中教育刷新審議会の項を削る。

6 行政機関職員定員法(昭和二十四年法律第二百六号)の一部を次のように改正する。
第二條第一項の表文部省の項中「六二、五八八」を「六二、五六二」に、「四四六八」を「四五二一」に、「六二、九七四」を「六三、〇七二」に、同表合計の項中「八四一、六六七」を「八四一、七〇五」に、「六三、五八八」を「六三、五八二」に改める。

〇議長(林義治君) 採決いたします。本案の衆議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

〇議長(林義治君) 起立多数。よつて衆議院の修正に同意するに決しました。

工場抵当法及び鉱業抵当法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院回付)

〇議長(林義治君) 次に工場抵当法及び鉱業抵当法の一部を改正する法律案の衆議院回付案を議題といたします。

工場抵当法及び鉱業抵当法の一部を改正する法律案
右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條によりここに回付する。

昭和二十七年五月二十六日
衆議院議長 佐藤 尚武
衆議院議長 林義治君
(小字及び一は衆議院修正)
工場抵当法及び鉱業抵当法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一條 工場抵当法(明治三十八年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。
第一條第二項に次の後段を加える。
營業ノ為メ放送線ニ關シテ放送ノ目的ニ使用スル場所本同ジ
第八條第三項を次のように改める。

工場財団ハ抵当權ノ登記ガ全部抹消セラレタル後若ハ抵当權ガ第四十二條ノ二第二項ノ規定ニ依リ消滅シタル後三箇月内ニ新ナル抵当權ノ設定ノ登記ヲ受ケザルトキ又ハ第四十四條ノ二ノ規定ニ依リ登記ヲ為シタルトキハ消滅ス

第十條中「二箇月」を「三箇月」に改める。

第十七條の次に次の三條を加へる。

第十七條ノ二 工場財団ヲ分割スル場合ニ於テ分割後ノ工場財団ニシテ其ノ登記所ノ管轄地内ニ之ヲ組成スル工場ナキニ至ルモノアルトキハ登記所ハ分割ノ登記ヲ為シタル後遅滞ナク其ノ工場財団ニ関スル登記用紙及其ノ附屬書類又ハ其ノ謄本並ニ工場財団目録ヲ前條ノ規定ニ依ル其ノ工場財団ノ管轄登記所ニ移送スベシ

第十七條ノ三 前條ノ規定ハ第三十八條第一項ノ登記ヲ為ス場合ニ於テ工場財団ヲ組成スル工場ガ其ノ登記所ノ管轄地内ニナキニ至ルトキニ之ヲ準用ス

第十七條ノ四 第十七條第二項ノ規定ハ合併セントスル工場財団ガ數箇ノ登記所ノ管轄ニ属スル場合ニ之ヲ準用ス但シ合併セントスル數箇ノ工場財団ノ内既登記ノ抵当権ノ目的タルモノアルトキハ其ノ工場財団ノ登記ヲ管轄スル登記所ヲ以テ管轄登記所トス

前項ノ場合ニ於テ合併ノ登記ノ申請アリタルトキハ管轄登記所ハ其ノ旨ヲ他ノ登記所ニ通知スベシ
前項ノ通知ヲ受ケタル登記所ハ合併スベキ工場財団ニ関スル登

記用紙及其ノ附屬書類又ハ其ノ謄本並ニ工場財団目録ヲ遅滞ナク管轄登記所ニ移送スベシ但シ其ノ登記用紙ニ所有權ノ登記以外ノ登記アルトキハ此ノ限ニ在ラズ
前項但書ノ場合ニ於テハ遅滞ナク其ノ旨ヲ管轄登記所ニ通知スベシ
第二十二條に次の一項を加へる。

數箇ノ工場ニ付工場財団ヲ設クル場合ニ於テハ第一項ノ目録ハ工場毎ニ之ヲ調製スベシ
第三十九條に次の一項を加へる。

第二十二條第三項ノ規定ハ第一項ノ目録ニ之ヲ準用ス
第四十二條の次に次の六條を加へる。

第四十二條ノ二 工場ノ所有者ハ數箇ノ工場ニ付設定シタル一箇ノ工場財団ヲ分割シテ數箇ノ工場財団ト為スコトヲ得

抵当権ノ目的タル甲工場財団ヲ分割シテ其ノ一部ヲ乙工場財団ト為シタルトキハ其ノ抵当権ハ乙工場財団ニ付消滅ス
前項ノ場合ニ於ケル工場財団ノ分割ハ抵当権者ガ乙工場財団ニ付抵当権ノ消滅ヲ承諾スルニ非ザレバ之ヲ為スコトヲ得ズ

第四十二條ノ三 工場ノ所有者ハ數箇ノ工場財団ヲ合併シテ一箇ノ工場財団ト為スコトヲ得但シ合併セントスル工場財団ノ登記用紙ニ所有權及抵当権ノ登記以外ノ登記アルトキ又ハ合併セントスル數箇ノ工場財団ノ内二箇以上ノ工場財団ニ付既登記ノ抵当権アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

工場財団ヲ合併シタルトキハ抵当権ハ合併後ノ工場財団ノ全部ニ及ブ
第四十二條ノ四 工場財団ノ分割又ハ合併ハ其ノ登記ヲ為スニ依リテ之ヲ為ス

第四十二條ノ五 前條ノ登記ノ申請書ニハ工場財団ノ分合ヲ記載シ仍ホ既登記ノ抵当権ノ目的タル工場財団ノ分割ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ分割後抵当権ノ消滅スル工場財団ヲ表示シ且

第四十二條ノ二第三項ノ規定ニ依ル抵当権者ノ承諾アリタルコトヲ証スル書面ヲ添附スベシ
第四十二條ノ六 甲工場財団ヲ分割シテ其ノ一部ヲ乙工場財団ト為ス場合ニ於テ分割ノ登記ヲ為ストキハ登記用紙中表示欄ニ分割ニ因リテ甲工場財団ノ登記用紙ヨリ移シタル旨ヲ記載スベシ

前項ノ場合ニ於テハ甲工場財団ノ目録中乙工場財団ニ属スベキ

工場ノ目録ヲ分離シテ之ヲ乙工場財団ノ目録ト為スベシ

前二項ノ手續ヲ為シタルトキハ甲工場財団ノ登記用紙中表示欄ニ残余工場ノ表示ヲ為シ分割ニ因リテ他ノ工場ヲ乙工場財団ノ登記用紙ニ移シタル旨ヲ記載シ前ノ表示及其ノ番号ヲ抹スベシ

第一項ノ場合ニ於テハ乙工場財団ノ登記用紙中甲区事項欄ニ甲工場財団ノ登記用紙ヨリ所有權ニ関スル登記ヲ転写シ申請書受付ノ年月日及受付番号ヲ記載シ登記官吏捺印スベシ

第四十二條ノ七 甲工場財団ト乙工場財団トヲ合併スル場合ニ於テ合併ノ登記ヲ為ストキハ甲工場財団(合併セントスル工場財団ノ内既登記ノ抵当権ノ目的タルモノアルトキハ其ノ工場財団)ノ登記用紙中表示欄ニ合併ニ因リテ乙工場財団ノ登記用紙ヨリ移シタル旨ヲ記載シ前ノ表示及其ノ番号ヲ抹スベシ

前項ノ場合ニ於テハ甲工場財団ノ目録及乙工場財団ノ目録ヲ合併後ノ工場財団ノ目録ト為スベシ

乙工場財団ノ登記用紙中表示欄ニハ合併ニ因リテ甲工場財団ノ登記用紙ニ移シタル旨ヲ記載シ乙工場財団ノ表示及其ノ番号ヲ

抹ス其ノ登記用紙ヲ閉鎖スベシ

甲工場財団ノ登記用紙中甲区事項欄ニ乙工場財団ノ登記用紙ヨリ所有權ニ関スル登記ヲ移シ其ノ登記ガ乙工場財団タリシ部分ノミニ関スル旨、申請書受付ノ年月日及受付番号ヲ記載シ登記官吏捺印スベシ
第四十四條の次に次の二條を加へる。

第四十四條ノ二 工場財団ニ付抵当権ノ登記ガ全部抹消セラレタルトキ又ハ抵当権ガ第四十二條ノ二第二項ノ規定ニ依リ消滅シタルトキハ所有者ハ工場財団ノ消滅ノ登記ヲ申請スルコトヲ得

但シ其ノ工場財団ノ登記用紙ニ所有權ノ登記以外ノ登記アルトキハ此ノ限ニ在ラズ
第四十四條ノ三 工場財団ヲ目的トスル抵当権ガ消滅シタルトキハ当事者ハ遅滞ナク其ノ登記ノ抹消ヲ申請スベシ

第四十八條第一項中「抵当権ノ登記ガ全部抹消セラレタルトキ」を「第八條第三項ノ規定ニ依リ工場財団ガ消滅シタルトキ」に改め

る。
第四十九條及び第五十條を次のように改める。
第四十九條 工場ノ所有者ガ譲渡又ハ質入ノ目的ヲ以テ本法ノ規

昭和二十七年五月三十一日 衆議院會議録第四十八号

恩給法の特例に関する件(参議院回付) 道路整備特別措置法案(参議院回付) 檢察官適格

道路整備特別措置法案(参議院回付) 檢察官適格

檢察官適格

九四〇

定ニ依リテ抵当権ノ目的タル動産ヲ第三者ニ引渡シタルトキハ一年以下ノ懲役又ハ十萬圓以下ノ罰金ニ処ス

法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人使用人其ノ他ノ従業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務又ハ財産ニ關シ前項ノ違反行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ同項ノ罰金刑ヲ科ス

第五十條 前條ノ罪ハ告訴ヲ待テ之ヲ論ズ

○議長(林譲治君) 採決いたします。

本案の参議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(林譲治君) 起立多数。よつて参議院の修正に同意するに決しました。

恩給法の特例に関する件の措置に關する法律案(内閣提出、参議院回付)

○議長(林譲治君) 次に恩給法の特例に關する件の措置に關する法律案の参議院回付案を議題といたします。

恩給法の特例に關する件の措置に關する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつ

て国会法第八十三條によりここに回付する。

昭和二十七年五月二十六日

参議院議長 佐藤 尚武

衆議院議長 林譲治君

(小字及び一は参議院修正)

恩給法の特例に關する件の措置に關する法律案の一部を次のよう

に修正する。

附則

1 この法律は、日本国との平和條

第十五條第一項の表中

恩給審査會

恩給法(大正十二年法律第四十八号)の規定に基き恩給に關する事項を審査すること。

恩給審査會

恩給法(大正十二年法律第四十八号)の規定に基き恩給に關する事項を審査すること。

恩給法特例審査會

恩給法の特例に關する件の措置に關する法律(昭和二十七年法律第 号)の規定に基き軍人軍属又はその遺族たるに因る恩給に關する重要事項を調査審査すること。

改める。

○議長(林譲治君) 採決いたします。

本案の参議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(林譲治君) 起立多数。よつて参議院の修正に同意するに決しました。

道路整備特別措置法案(内閣提出、参議院回付)

○議長(林譲治君) 次に道路整備特別

約の最初の効力発生の日から施行する。

2 この法律施行の際改正前の恩給法の特例に關する件第八條第一項又は第二項の規定により恩給を受ける資格又は権利を失つてゐる者については、なお従前の例によ

る。

3 總理府設置法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のよう

に改正する。

恩給法(大正十二年法律第四十八号)の規定に基き恩給に關する事項を審査すること。

恩給法(大正十二年法律第四十八号)の規定に基き恩給に關する事項を審査すること。

恩給法の特例に關する件の措置に關する法律(昭和二十七年法律第 号)の規定に基き軍人軍属又はその遺族たるに因る恩給に關する重要事項を調査審査すること。

措置法案の参議院回付案を議題といたします。

道路整備特別措置法案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて国会法第八十三條によりここに回付する。

昭和二十七年五月二十八日

参議院議長 佐藤 尚武

衆議院議長 林譲治君

道路整備特別措置法案の一部を次のように修正する。

附則

1 この法律は、〇〇市の日から施行し、月一日から施行する。

2 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のよう

に改正する。

第三條第十三号の次に次の二号を加える。

十三の二 特定道路整備事業特別会計の經理を行うこと。

十三の三 道路整備特別措置法

(昭和二十七年法律第 号)

第三條第一号の規定により料金を徴収すること。

第四條第七項中「前條第十三号、第十五号及び第十六号」を「前條第十三号から第十三号の三まで、第十五号及び第十六号」に改める。

○議長(林譲治君) 採決いたします。

本案の参議院の修正に同意の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(林譲治君) 起立多数。よつて参議院の修正に同意するに決しました。

○議長(林譲治君) 檢察官適格審査會の予備委員石井繁丸君の任期が満了し

ましたので、この際檢察官適格審査會の予備委員の選挙を行います。

○福永健司君 檢察官適格審査會の予備委員の選挙は、その手続を省略して、議長において指名せられんことを望みます。

○議長(林譲治君) 福永君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(林譲治君) 御異議なしと認めます。議長は石井繁丸君を檢察官適格審査會の委員鈴木義男君の予備委員に指名いたします。(拍手)

○福永健司君 日程第一は延期せられんことを望みます。

○議長(林譲治君) 福永君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(林譲治君) 御異議なしと認め

ます。よつて日程第一は延期するに決しました。

第二 簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に關する法律案(内閣提出)

○議長(林譲治君) 日程第二、簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に關する法律案を議題といたします。委員長

の報告を求めます。郵政委員會理事山本久雄君。

○議長(林譲治君) 檢察官適格審査會の予備委員石井繁丸君の任期が満了し

ましたので、この際檢察官適格審査會の予備委員の選挙を行います。

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律案

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律

(目的)

第一條 この法律は、簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金（以下「積立金」という。）を確実に有利な方法により、且つ公共の利益になるように運用することによつて、簡易生命保険事業及び郵便年金事業の経営を健全ならしめることを目的とする。

(積立金の管理及び運用)

第二條 積立金は、郵政大臣が管理し、及び運用する。

(運用の範囲)

第三條 積立金は、左に掲げるものに運用する。

一 保険契約者又は年金契約者、年金受取人若しくは年金継続受取人に対する貸付

二 地方債

三 地方公共団体その他政令で定める公共団体に対する貸付

2 積立金は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による運用をするまで大蔵省資金運用部に預託することができる。

(資金運用部資金運用審議会への運用計画の諮問等)

第四條 郵政大臣は、毎年度積立金の運用に關して必要な計画を定

め、あらかじめ資金運用部資金運用審議会（以下「審議会」という。）の議に付さなければならぬ。その計画を変更しようとするときもまた同様とする。

2 郵政大臣は、前項の定めるものの外、積立金の運用に關する重要事項について、審議会の意見をきくことができる。

3 審議会は、積立金の運用に關し、郵政大臣に隨時意見を述べることが出来る。

(報告書の提出)

第五條 郵政大臣は、毎年度積立金の運用についての報告書を作成し、当該年度経過後四月以内に、審議会に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、当該年度の積立金の運用の状況及び運用資産の異動に關する重要な事項を記載するとともに、当該年度末現在の簡易生命保険及郵便年金特別会計の貸借対照表を添附しなければならない。

(積立金の出納執行命令権の委任)

第六條 郵政大臣は、積立金の出納執行の命令を部下の部局の長に行わせることができる。

附 則

1 この法律は、昭和二十八年四月一日から施行する。但し、昭和二十八年年度における積立金の運用に

關しては、この法律の施行前でも第四條第一項の規定により必要な計画を定め、及び審議会の議に付することができる。

2 昭和二十八年三月三十一日現在の積立金でこの法律の施行の際資金運用部に預託されているもののこの法律の規定による運用については、その範圍を政令で定める。

3 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第十五條第一項の表の資金運用部資金運用審議会の項中「資金運用部資金」の下に、若しくは簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金」を、「大蔵大臣」の下に、若しくは郵政大臣」を加える。

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に關する法律案（内閣提出）に關する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔山本久雄君登壇〕

○山本久雄君 たいだいま議題となりました簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に關する法律案につき、委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず政府提案の理由であります。御承知の通り、簡易生命保険及び郵便年金の積立金は、事業創始以来一貫して同事業の所管大臣が管理運用して来たのであります。戦時中から戦後にか

けて、臨時の措置として自主的運用が種々制限されて参つたのであります。すなわち、戦時中の特別措置として、昭和十八年以降、事業所管省による運用に対し一部制限が加られ、引続き戦後、昭和二十一年一月には、連合國最高司令部の意向によりまして、契約者に対する貸付を除き、郵政省による一切の投融資の停止を見たのであります。さらに昨年三月、同じく最高司令部の意向を反映した資金運用部資金法の成立を見るに及びまして、簡易生命保険法中の運用の基礎法文まで削除せられ、ここに名実ともにいわゆる運用権を失ひ、今日に至つたものであります。この間、数度にわたる両院決議の次第もあり、政府は講和成立を機会に本積立金の運用管理をすみやかに常態に復する必要を認め、郵政省が管理運用する場合におけるその基準を規定しようとして本法律案を提出するに至つた次第であります。

しかして、本法案の内容はおおむね次の通りであります。第一点は、簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用は郵政大臣が管理し及び運用することをお明かにいたしておることであり、また第二点は積立金の運用の対象を規定したことでありまして、保険契約者等に対する貸付、地方債及び地方公共団体その他政令で定める公共団体に対する貸付に限り運用するものとしてお

るほか、現実に運用するまでの積立金は、大蔵省資金運用部に預託することができるといたしておあります。第三点は資金運用部資金運用審議会との關係でありまして、積立金の運用計画及びその変更計画は、あらかじめ同審議会に諮問の上決定すること、積立金の運用報告書を同審議会に提出すること等を規定いたしておるのであります。なお、この法律は昭和二十八年四月一日から施行のこととし、運用計画のごときは右期日以前においても立てることが出来るようにいたしておるほか、本法施行の際に資金運用部に預託されている積立金に対する本法の規定による運用については、別に政令でその範圍を定めることにいたしておるのであります。

以上、本法案の提出理由並びに内容を御説明申し上げた次第であります。が、五月二十四日、本法案の付託を受けた以来、委員会は、法案の重要性にかんがみ、数次にわたる会議を開き、まず提案理由を開きました後、政府との間に種々の質疑応答を重ね、慎重審議を盡したのであります。その下の詳細は會議録に譲りまして、以下の二、三につき、要点をかいつまんで申し上げます。

まず本積立金の性格についての質疑に對しましては、政府から、本積立金は、責任準備金を本体とするもので、この意味ではまったく保険加入者から

の預かり金であつて、国営事業という單なる理由から他の純粹の國家資金と同一視すべきでないことは言をまたないが、必要な政府資金の不足がちな現状においては、資金源の見地から、政府資金たる性格をまつた否定し去ることは困難である。従つて、その運用に対する諮問についても、従来のように、加入者の利益代表を包含する自主的な機関に諮るかわりに資金運用部資金運用審議会に諮るようにしておるは、現在の段階ではやむを得ない措置と思ふ旨の答弁がありました。

次に、附則において、本法施行の際に資金運用部に預託されている積立金につき、郵政省によつて運用さるべき範圍を政令に委任した理由いかんという質疑に對しましては、政府は、右の積立金についても、建前上から言へば、預託期間の満了に應じて直接の運用ができることになるが、かくては融資の状況等によつては種々支障を生ずる場合もあり得るので、その調整を政令にゆだねることとした旨の答弁があつたのであります。

右のほか、運用対象たる、政令で定める公共団体の範圍、地方還元の意義等に関しても熱心な質疑応答があつたのであります。以上、各質疑を通じて、積立金は社会政策の目的に限り運用せらるべきもので、財政上の急に應ずるために使用するがときは絶対に避けるという創始以来の根本方針

に立ち返るものでなければ、積立金運用の郵政省復元は有名無実になるおそれがあること、及び戦時戦後にわたり、保險事業本来の目的であり、かつ法律によつて政府の義務となつてゐる加入者の利益保護が等閑視されてゐるのははなはだ遺憾であるから、すみやかに是正を要することの諸点に關し、特に政府の善処を要する声が強かつたことを付言しておきます。

かくて、委員会は、去る五月二十九日質疑を打ち切り、討論を行つたのであります。その際、日本共産党を代表して田代委員から、運用の郵政省復元に異議がないが、法文中に平和事業以外のものに対する融資を禁止する明文がないから反對である旨の意見が述べられ、次いで採決の結果、多数をもつて原案の通り可決いたしました次第でございます。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(林義治君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告の通り可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林義治君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

第三 国立病院特別会計所属の資産の譲渡等に関する特別措置法案(内閣提出)

第四 昭和二十七年における行政機構の改革等に伴う国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の特例に関する法律案(内閣提出)

第五 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案(内閣提出)

第六 製造施設法案(内閣提出)

○議長(林義治君) 日程第三、国立病院特別会計所属の資産の譲渡等に関する特別措置法案、日程第四、昭和二十七年における行政機構の改革等に伴う国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の特例に関する法律案、日程第五、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案、日程第六、製造施設法案、右四案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。大蔵委員会理事三宅則義君。

国立病院特別会計所属の資産の譲渡等に関する特別措置法案

国立病院特別会計所属の資産の譲渡等に関する特別措置法

(目的)

第一條 この法律は、国立病院(厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)第十五條に規定する国立病院をいう。以上同じ。)として経営されている医療機関を、地方公共団体又は医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十一條

に規定する公的医療機関(地方公共団体の開設する病院及び診療所を除く。以下「公的医療機関」という。)の設置者以下「地方公共団体等」と総称する。)の開設する医療機関として、当該地方公共団体等に移譲するため、当分の間、当該国立病院の用に供されてゐる資産等の譲渡等に関する特別の措置を講ずることを目的とする。

(未收金債権の譲渡の通知)

第三條 政府は、前條の規定により未收金債権を譲渡した場合における債務者に対する通知を、官報に公告してすることができる。

2 前項の規定による公告があつたときは、民法(明治二十九年法律第八十九号)第四百六十七條第一項の規定による債務者に対する通知があつたものとみなす。

(地方公共団体等への国有財産等の譲渡の特例)

(資産の引渡の特例)

第二條 政府は、地方公共団体等に国立病院として経営されてゐる医療機関を移譲しようとするときは、当該国立病院の用に供されてゐる第一号及び第二号に掲げる資産並びに当該国立病院の経営に因り生じた第三号に掲げる資産については、当該各号に掲げる価額により、これを当該地方公共団体等に譲渡することができる。

第四條 政府は、第二條の規定により資産を譲渡する場合において、国有財産法第三十一條第一項本文の規定にかかわらず、当該資産の対価の納付前に当該資産を引き渡すことができる。

(物納)

一 国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第二條に規定する国有財産 時価の七割を減額した価額

第五條 地方公共団体は、第二條の規定により譲渡を受けた同條第一号及び第二号に掲げる資産の対価を、政令で定めるところにより、その発行する地方債の証券をもつて納付することができる。

(延納)

二 動産(前号に掲げる資産を除く。) 時価の五割を減額した価額。但し、自動車及び薬品、食糧品、筆、紙、墨等の消耗品については、時価とする。

第六條 政府は、公的医療機関の設置者が第二條の規定により同條第一号及び第二号に掲げる資産の譲渡を受けた場合において、当該公的医療機関の設置者がその譲渡を受けた資産の対価を一時に支拂うことが困難であると認めたととき

は、国有財産法第三十一條第一項の規定にかかわらず、確実な担保を徴し、且つ、利息を附して十年以内の延納の特約をすることができ、

2 前項の規定により延納の特約をしようとするときは、厚生大臣は、延納期限、担保及び利率については、大蔵大臣に協議しなければならない。

3 厚生大臣は、第二條の規定により公的医療機関に譲渡した同條第一号及び第二号に掲げる資産について、第一項の規定により延納の特約をした場合において、当該公的医療機関の設置者の行う当該資産の管理が適當でないことを認めるときは、直ちにその特約を解除しなければならない。

(譲渡資産の対価の経理)

第七條 政府は、第二條の規定により譲渡した資産の対価を、国立病院特別会計法(昭和二十四年法律第九十号)第四條の規定により、国立病院特別会計の歳入として経理するものとする。

(資産の所屬等)

第八條 政府は、医療施設の用に供するため取得した、又は医療施設の用に供されている第二條第一号及び第二号に掲げる資産を医療施設設の用に供するため、一般会計と国立病院特別会計との間において

て、所屬等又は所管換をしようとするときは、国有財産法第十五條の規定にかかわらず、当該会計間において無償として整理することができる。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行の際現に国立病院に勤務する職員で恩給法(大正十二年法律第四十八号)第十九條に規定する公務員であるものが、当該国立病院として経営されている医療機関の都道府県への移譲に伴い、昭和二十九年三月三十一日までに、引き続き都道府県の職員となつた場合には、恩給法の一部を改正する法律(昭和二十二年法律第七十七号)附則第十條の規定の適用がある場合を除く外、同條の規定を準用する。

国立病院特別会計所屬の資産の譲渡等に関する特別措置法案(内閣提出)に関する報告書

(最終号の附録に掲載)

昭和二十七年年度における行政機構の改革等に伴う国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の特例に関する法律案
昭和二十七年年度における行政機構の改革等に伴う国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の特例に関する法律案

1 昭和二十七年年度における行政機構の改革等に伴う国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律(昭和二十五年法律第四十二号、以下法という)の規定による一般の退職手当の額は、法第四條及び第五條の規定にかかわらず、法附則第六項中「前項」とあり、又は法附則第七項中「附則第五項」とあるのを「昭和二十七年年度における行政機構の改革等に伴う国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の特例に関する法律本則第一項」と読み替えて、これらの項の規定により計算した額に、百分の百八十を乗じて得た額とする。

2 昭和二十七年年度予算実行上の要請に因り、昭和二十八年一月一日から同年三月三十一日までの間において退職する職員で閣議で定められているものに対する法の規定による一般の退職手当の額は、法第四條及び第五條の規定にかかわらず、法附則第六項中「前項」とあり、又は法附則第七項中「附則第五項」とあるのを「昭和二十七年年度における行政機構の改革等に伴う国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の特例に関する法律本則第一項」と読み替えて、これらの項の規定により計算した額に、百分の百八十を乗じて得た額とする。

等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の特例に関する法律本則第二項」と読み替えて、これらの項の規定により計算した額とする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和二十七年年度における行政機構の改革等に伴う国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の特例に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

(最終号の附録に掲載)

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律

(目的)

第一條 この法律は、国際通貨基金(以下「基金」という)及び国際復興開発銀行(以下「銀行」という)へ加盟するために必要な措置を講じ、並びに国際通貨基金協定及び国際復興開発銀行協定の円滑な履行を確保することを目的とする。

(出資額)

第二條 政府は、基金及び銀行に對し、それぞれ、この法律施行の日における基準外国為替相場(外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第七

條第一項の基準外国為替相場をいう)で換算した本邦通貨の金額が九百億円に相当する国際通貨基金協定第四條第一項(a)に規定する合衆国ドルの金額の範囲内において、出資することができる。

(出資の方法)

第三條 政府は、基金に對しては、金及び本邦通貨で、銀行に對しては、金又はアメリカ合衆国通貨その他の外国通貨及び本邦通貨で、前條の規定による出資をすることができ、

(日本銀行所有金地金の買入)

第四條 政府は、前條の規定により基金に出資する金の一部に充てるため、日本銀行に對し、その所有する金地金を、必要な量に限り、売渡を命じた時における帳簿価格で、政府に売り渡すことを命ずることができ、

2 前項の規定により日本銀行から買入れた金地金に係る同項に規定する価格による金額と同項の規定により売渡を命じた時における金管理法(昭和二十五年法律第二百二十八号)第六條に規定する価格による金額との差額については、別に法律で定めるところにより、処理するものとする。

(国債による出資)

第五條 政府は、第三條の規定により基金及び銀行に出資する本邦通貨

昭和二十七年五月三十一日 衆議院會議録第四十八号 國立病院特別会計所屬の資産の譲渡等に関する特別措置法案外三件

貨に代えて、その一部を国債で出資することができる。

2 前項の規定により出資するため、政府は、必要な額を限度として国債を発行することができる。

3 前項の規定により発行する国債には、利子を付けない。

4 第二項の規定により発行する国債は、第七條第一項の命令に従い、買収する場合を除く外、何人も、基金又は銀行から譲り受けることができない。

5 第二項の規定により発行する国債の交付価格は、額面百円につき百円とする。

(国債の償還)

第六條 政府は、基金又は銀行から前條第一項の規定により基金又は銀行に出資した国債の全部又は一部につき償還の請求を受けたときは、直ちにその償還をしなければならない。

(償還財源が不足する場合の措置)

第七條 政府は、第五條第一項の規定により基金又は銀行に出資した国債につき償還の請求を受けた場合において、緊急やむを得ない事由があるため又は償還財源に不足があるため当該請求に係る金額の全部又は一部の償還を行うことができないときは、日本銀行に対し、政府が償還を行うことのできない金額に相当する額に限り、当該国債を基金又は銀行から買い取ることを命ずることができる。

2 政府は、前項の命令に従い日本銀行が買い取った国債については、第五條第三項の規定にかかわらず、日本銀行が買い取った日から

ら利子を付け、及び償還期限を定めることができる。

3 前項の場合において、当該国債の償還期限及び利率は、第一項の規定により日本銀行が国債を買い取った日の現況による他の国債の発行条件に準じて、大蔵大臣が定める。

(国債に関する細目)

第八條 前三條に規定するものの外、第五條第二項の規定により発行する国債（前條第一項の規定により日本銀行が買い取った国債を含む。以下同じ。）に關し必要な事項は、大蔵大臣が定める。

(国債整理基金特別会計への繰入)

第九條 政府は、第五條第二項の規定により発行する国債の償還金及び第七條第二項の規定による利子の支出に必要な金額を、予算の定めるところにより、一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

(国債整理基金特別会計法の適用)

第十條 第五條第二項の規定により発行する国債は、国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第二條第二項の規定の適用については、国債とみなさない。

(基金との取引)

第十一條 外国為替管理委員会は、大蔵大臣の同意を得て、外国為替資金特別会計の負担において、基金との間に左に掲げる取引を行うことができる。

一 本邦通貨による他の基金加盟国通貨の基金からの買入
二 金による他の基金加盟国通貨の基金からの買入

三 基金の保有する本邦通貨の買入もどし
四 前各号に掲げるものの外、大蔵大臣の指定する取引
(寄託所の指定)

第十二條 政府は、国際通貨基金協定第十三條第二項及び国際復興開発銀行協定第五條第十一項の規定に従い、基金及び銀行の保有するすべての本邦通貨の寄託所として日本銀行を指定する。この場合において、日本銀行は、日本銀行法（昭和十七年法律第六十七号）第二十七條の規定にかかわらず、基金及び銀行の保有する本邦通貨の寄託所としての業務を行うものとする。

(実施規定)

第十三條 前各條に定めるものの外、国際通貨基金協定及び国際復興開発銀行協定の履行のため必要な事項は、政令で定める。

附則

この法律は公布の日から施行する。

附則

この法律は公布の日から施行する。

附則

この法律は公布の日から施行する。

この法律は公布の日から施行する。

第四章 雑則（第十四條—第十六條）
第五章 罰則（第十七條—第十八條）
附則

第一章 總則
(目的)
第一條 この法律は、国内における塩の生産を維持増進し、もつて日本専売公社（以下「公社」という。）の行う塩に関する国の専売事業の健全な運営に寄與するため、塩田、濃縮施設又は塩田防災施設（以下「塩田等」という。）の改良、新設又は災害復旧を目的とする事業（以下「建設事業」という。）を施行する者に対し、その事業に要する費用につき、公社に補助を行わせることとし、製塩施設の保全及びその効用の維持のための措置をとることを目的とする。

(定義)
第二條 この法律において「塩田」とは、塩又はかん水（塩専売法（昭和二十四年法律百二十二号）第一條第一項又は第三項に規定する塩又はかん水をいう。以下同じ。）採取の目的に供される土地をいい、この目的に供される当該土地の附屬施設で濃縮施設及び塩田防災施設以外のものを含むものとする。

2 この法律において「濃縮施設」とは、通常乾し、架又は濃縮台と称されるものその他自然力を利用して、塩若しくはかん水を採取し、又はかん水の濃度を高める目的に供される施設をいう。

3 この法律において「塩田防災施設」とは、塩田又は濃縮施設の附屬の堤防でこれらのものの災害を防止するために必要なものをいい、当該堤防の附屬施設を含むものとする。

4 この法律において「製塩施設」とは、塩田、濃縮施設その他塩又はかん水製造の目的に供される施設（土地を含む。）及び塩田防災施設をいう。

5 この法律において「災害」とは、暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象に因り生じた災害をいう。

6 この法律において「災害復旧事業」とは、災害にかつた塩田等を原形に復旧する事業で、一箇所の工事の費用が十五万円以上のものをいう。

7 災害に因つて必要を生じた事業で、災害にかつた塩田等を原形に復旧することが著しく困難又は不適当な場合においてこれに代るべき必要な施設をすることを目的とするものうち、一箇所の工事の費用が十五万円以上のものは、この法律の適用については、災害復旧事業とみなす。

8 前二項の場合において、塩田等の災害にかつた箇所が五十メートル以内の間隔で連続しているものに係る工事及び塩田等の災害にかつた箇所が五十メートルをこえる間隔で連続しているものに係る工事で当該工事を分離して施行することが当該塩田等の効用上困難又は不適当であるものは、一箇所の工事とみなす。但し、当該工事に係る事業を施行する者が二以

上あるものについては、この限りでない。

9 この法律において「改良事業」とは、左の各号に掲げる事業をいふ。

一 塩田防災施設の改良又は新設
二 用排水施設（塩又はかん水を採取するために、海水又はかん水を引き入れ、たくわえ、又は排出するための施設をいう。）の改良又は新設

三 荒廃塩田地盤の改良

第二章 建設事業の補助

第三條 公社は、災害復旧事業を施行する者に対し、予算の範囲内で、当該事業の事業費の一部に相当する金額を補助金として交付することができる。

2 前項の規定による補助金の金額は、左の各号の区分により当該各号に掲げる比率によつて算出した金額の範囲内の金額とする。

一 塩田及び濃縮施設に係るもの 当該災害復旧事業の事業費の十分の五
二 塩田防災施設に係るもの 当該災害復旧事業の事業費の十分の六・五

3 前條第七項に規定する災害復旧事業の事業費のうち災害にかつた塩田等を原形に復旧するものとした場合に要する金額をこえる部分（以下「超過事業費」という。）に於いての第一項の規定による補助金の金額は、前項の規定にかかわらず、左の各号の区分により当該各号に掲げる比率によつて算出した金額の範囲内の金額とする。

一 塩田及び濃縮施設に係るもの 当該超過事業費の十分の四
二 塩田防災施設に係るもの 当該超過事業費の十分の五・五
4 第一項の規定による補助金を交付する災害復旧事業の事業費は、当該事業に係る工事のため直接必要な材料費、労務費、敷地の買収費及びその他の諸役務費の合計額に雑費を加えたものとする。

5 第一項の規定による補助金は、日本専売公社法（昭和二十三年法律第二百五十五号）第四十三條の十三第一項の規定による専売納付金の計算上当該補助金を支出した事業年度の損失に算入する。

（災害復旧補助の申請）
第四條 前條第一項の規定による補助金の交付を受けようとする者は、災害が発生した日から二箇月以内に、当該災害復旧事業の事業費についての補助金の交付申請書（以下「復旧補助金交付申請書」という。）に補助金の交付を受けようとする事業に係る事業計画書を添えて、公社に提出しなければならない。

（災害復旧補助の決定）
第五條 公社は、前條の規定による復旧補助金交付申請書の提出があつた場合においては、その補助金の交付を受けようとする事業の内容を審査し、当該事業が災害復旧事業に該当し、且つ、第一條に規定する目的に照らし必要なものであると認めるときは、災害復旧事業に係る工事に関する技術的事項及び当該事業に要する標準的費用についてあらかじめ公社が定めた基準に従い、第三條の規定により交付することができる補助金の範囲内で、その交付すべき補助金の金額を決定しなければならない。

2 公社は、前項の規定により決定した金額の補助金を交付する場合においては、その補助金を交付する事業が同項に規定する公社が定めた基準に適合したものとなるように、前條の規定により提出された事業計画書の内容に必要な変更を加えるべき旨の条件その他必要な条件を附することができる。

（改良事業の補助金の交付）
第六條 公社は、改良事業を施行する者に対し、予算の範囲内で、当該事業の事業費の一部に相当する金額を補助金として交付することができる。

2 第三條第四項及び第五項の規定は、前項の補助金について準用する。この場合において、同條第四項中「災害復旧事業」とあるのは「改良事業」と読み替へるものとする。

（改良補助の申請）
第七條 前條第一項の規定による補助金の交付を受けようとする者は、改良事業の施行前に、当該改良事業の事業費についての補助金の交付申請書（以下「改良補助金交付申請書」という。）に補助金の交付を受けようとする事業に係る事業計画書を添えて、公社に提出しなければならない。

（改良補助の決定）
第八條 公社は、前條の規定による改良補助金交付申請書の提出があつた場合においては、その補助金の交付を受けようとする事業の内容を審査し、当該事業が改良事業に該当し、且つ、第一條に規定する目的に照らし必要なものであると認めるときは、改良事業に係る工事に関する技術的事項及び当該事業に要する標準的費用についてあらかじめ公社が定めた基準に従い、第三條の規定により交付することができる補助金の範囲内で、その交付すべき補助金の金額を決定しなければならない。

2 第五條第二項の規定は、前項の規定により決定した金額の補助金を交付する場合について準用する。この場合において、同項中「同項」とあるのは「第八條第一項」と、「前條」とあるのは「第七條」と読み替へるものとする。

（変更の承認）
第九條 第三條第一項又は第六條第一項の規定による補助金の交付を受けた者は、当該補助金の交付を受けた事業に係る事業計画書の内容（第五條第二項（前條第二項）において準用する場合を含む。）の規定により附された条件に従つてその内容を変更した場合においては、その変更された内容）に変更を加へようとするときは、あらかじめ公社の承認を受けなければならない。

2 公社は、前項の規定による承認の申請があつた場合においては、その変更を加へようとする内容を審査し、その申請に係る変更を承認するかどうかを決定しなければならない。

3 公社は、前項の規定による変更の承認をした場合において、その変更に応じて補助金の金額を変更する必要があるときは、第五條第一項又は前條第一項に規定する公社が定めた基準に従い、第三條又は第六條の規定により交付することができる補助金の範囲内で、その変更をしなければならない。

4 公社は、前項の規定により補助金の金額を変更する場合においては、その変更の原因となつた事業計画書の内容の変更に係る事業が第五條第一項又は前條第一項に規定する公社が定めた基準に適合したものとなるように、第一項の規定により承認を申請された変更に係る事業計画書の内容に必要な変更を加へるべき旨の条件その他必要な条件を附することができる。

（補助金の返還）
第十條 第三條第一項の規定又は第六條第一項の規定による補助金の交付を受けた者は、左の各号の一に該当する場合においては、遅滞なく、当該各号に規定する金額を公社に返還しなければならない。

一 当該補助金の目的である建設事業が終了した場合において、当該事業に要した事業費の金額が当該補助金の金額の決定の基礎となつた事業費の見積額に満たなかつたときは、その満たなかつた部分の金額に当該補助金の金額の当該見積額に対する比率を乗じて得た金額

二 第九條第三項の規定による補助金の変更を受けた場合において、当該変更により既に交付を受けた補助金の金額が変更後の補助金の金額をこえることとな

つたときは、そのこえることとなつた金額

2 公社は、第三條第一項又は第六條第一項の規定による補助金の交付を受けた者が、当該補助金を、当該補助金の交付の基礎となつた事業計画書の内容又は当該補助金の交付について公社の附した條件（第九條第四項の規定により公社の附した條件を含む）に従つて使用してないこと認められるときは、その者に對し、その使用してないこと認められる部分の補助金に相當する金額を返還することを命ずることができる。

3 公社は、前項の規定により補助金の返還を命じようとするときは、あらかじめ本人にその旨を通知し、その者又はその代理人の出頭を求め、釈明の機会を與えるため、公社の指定する職員をして聴聞をさせなければならない。

4 第二項の規定により補助金の返還を命ぜられた者は、遅滞なく、その返還を命ぜられた金額を公社に返還しなければならない。

(適用除外)
第十一條 第三條の規定は、左に掲げる災害復旧事業については適用しない。

一 経済効果の小さいもの

二 維持工事とみるべきもの

三 明らかに設計の不備又は工事の施行の粗雑に起因して生じた

四 甚しく維持管理を怠つたことに起因して生じたものと認められる災害に係るもの

2 第六條の規定は、第三條第三項

の規定の適用を受ける事業については適用しない。

3 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）により国が費用を負担する災害復旧事業については、第三條又は第六條の規定は、適用しない。

第三章 製造施設の保全措置

(製造施設の目的外使用の制限)
第十二條 製造施設を塩又はかん水の製造以外の目的に供しようとするときは、あらかじめ公社の許可を受けなければならない。但し、左の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一 災害その他やむをえない事由で一時的塩又はかん水の製造以外の目的に供する場合

二 製造施設を補修又は改良するために塩又はかん水の製造以外の目的に供する場合

三 塩又はかん水の生産維持に支障がない場合で政令で定めるものの

2 前項の許可の申請が著しく効用の低下した製造施設で改良の見込のないものに係るときは、経営の困難に因りなされたときその他正当の事由に基いてなされたときは、公社は、その許可を拒むことができる。

(予防措置の指示)
第十三條 公社は、製造施設の効用の維持又は製造施設の保全上必要があるときは、製造施設に隣接する地域又は水域において、左の各号の一に該当するおそれがあると

認められる施設を新たに設けようとする者に對し、製造施設の効用を維持し、又は製造施設を保全するため必要な予防施設を設けるべきことを指示することができる。

一 製造施設に使用する海水の比重をボーメ・一度以上低下させるもの

二 製造施設に使用する海水中に、より、難物又は毒物を注入し、その成分に著しい変化を與へ製造施設の性能又は塩の品質をそこなうもの

三 製造施設を損壊するもの

2 前項の予防施設を設けるため必要な費用は、その施設を設けようとする者の負担とする。但し、その予防施設を設けるため必要な費用が著しく多額である場合には、公社は、その費用の一部を当該予防施設に係る前項に規定する製造施設により塩又はかん水を製造する者に負担させることができる。

3 第一項の予防施設を設けるため必要な費用が著しく多額である場合には、同項の指示に従つてその予防施設を設けようとする者は、前項の規定によりその費用の一部を当該予防施設に係る第一項に規定する製造施設により塩又はかん水を製造する者に負担させるべきことを、公社に對して請求することができる。

4 公社は、前項の請求があつた場合には、すみやかに、当該塩又はかん水の製造者に当該費用を負担させるかどうか、及び負担させる場合にはその金額を決定し、当該

請求者に通知するとともに、負担させることを決定した者に對し当該金額を当該請求者に支拂うべきことを命じなければならない。

5 前項の命令を受けた者は、当該命令に従つて、その負担すべき金額を相手方に支拂わなければならない。

6 第一項に規定する者が国又は地方公共団体（港灣法（昭和二十五年法律第二百十八号）による港務局を含む。以下同じ）であるときは、公社は、その必要な予防施設の設置につき、国又は当該地方公共団体に協議するものとする。

7 公社は、第一項の規定により指示をしようとする場合において、第一項に規定する者（国又は地方公共団体を除く）が新たに設けようとする施設又は当該施設を設けようとする事業が農林省設置法（昭和二十四年法律第五十三号）第三條第七号に掲げる事項に係るものであるときは、又は通商産業省設置法（昭和二十四年法律第二百二号）第三條各号に掲げる事項に係るものであるときは、あらかじめ、その指示につき農林大臣又は通商産業大臣に協議するものとする。

第四章 雑則
(公社の調査等)
第十四條 公社は、第三條若しくは第六條の規定による補助金の交付を受けた者に對し、当該補助金の目的である事業を適正に実施させるため、必要な調査を行い、報告を求め、又は当該事業の施行に関し

必要な指示をすることができる。
(異議の申立)
第十五條 第十二條又は第十三條第一項若しくは第四項の規定に基き公社のなした処分に対して不服がある者は、処分の日から三十日以内に、公社の總裁に異議の申立をすることができる。

(実施規定)
第十六條 この法律の実施のための手続その他執行について必要な事項は、別段の定めがない限り、大蔵省令で定める。

第五章 罰則
第十七條 第十二條第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は十萬圓以下の罰金に処する。
(罰則規定)
第十八條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して第十二條第一項の規定の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して前條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に對し相當の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 塩田等災害復旧事業費補助法（昭和二十五年法律第二百五十七号）は、廃止する。

3 この法律施行前に発生した災害に係る災害復旧事業については、なお従前の例による。

4 日本専売公社法の一部を次のように改正する。

第一條中「及びいし、脳専売法(昭和二十四年法律第百十三号)を、いし、脳専売法(昭和二十四年法律第百十三号)及び製塩施設法(昭和二十七年法律第 号)」に改める。

第二十七條第七号中「及びいし、脳専売法」を「いし、脳専売法及び製塩施設法」に改める。

5 農林漁業資金融通法(昭和二十六年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項の表貸付金の種類の欄中「塩田等災害復旧事業費補助法(昭和二十五年法律第百五十七号)」を「製塩施設法(昭和二十七年法律第 号)」に改め、同條第二項中「塩田等災害復旧事業費補助法(昭和二十五年法律第百五十七号)」を「製塩施設法」に改める。

6 旧塩田等災害復旧事業費補助法による補助事業に係る農林漁業資金融通法による貸付金については、なお従前の例による。

製塩施設法案(内閣提出)に関する報告書

【最終号の附録に掲載】

【三宅則義君登壇】

○三宅則義君 たいい議題となりまして四法律案について、大蔵委員会に

おける審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず第一に、国立病院特別会計所属の資産の譲渡等に関する特別措置法案について申し上げます。

この法律案は、今回厚生省所管の国立病院の一部を地方公共団体等に移譲することになったことに伴いまして、その資産の譲渡等について特別の措置を講じようとするものでありまして、まず第一に、移譲される国立病院の所属にかかる資産のうち、国有財産法の適用を受ける国有財産については時価の七割減を、消耗品を除いた一般の物品については時価の五割減を、国立病院の経営により生じた未収金債権については時価の三分の一以内を減じた価額でそれら譲渡し得ることとしたしております。

次に、資産の譲渡にあつては、譲渡対価の納付前においてもその資産を引渡すことができることとしたし、また地方公共団体はその資産の対価を地方債証券をもつて納付することができるといふこととしております。

次に、公共医療機関の設置者が資産の譲渡を受けた場合におきまして、その対価を一時に納付することが困難であるときは、十年以内の延納の特約をすることができるといふしたのであります。そのほか、国立病院の移譲に伴いまして、その病院に勤務する職員が引続き都道府県の職員となる場合に

におきましては、引続き恩給法の規定を適用することとしたしております。

本案につきましては、去る四月十六日政府当局より提案理由の説明を聴取して以来、数回にわたり質疑を行い、その間、四月二十五日には地方行政委員会と連合審査を行ひまして、また五月二十六日には特に参考人の意見を聴取する等、慎重審議を遂げましたが、質疑応答の詳細に關しましては速記録に譲ることとしたします。

次いで、一昨二十九日質疑を打ち切り、討論に入りまして、社会党を代表して松尾委員より、共産党を代表して深澤委員よりそれぞれ反対討論のあつた後、ただちに採決いたしましたところ、起立多数をもつて本案は原案の通り可決いたしました。

第二に、昭和二十七年年度における行政機構の改革等に伴う国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の特例に関する法律案について申し上げます。

この法律案は、今次の行政機構の改革等に関連して退職する国家公務員等に対して支給する退職手当の額について特例を設けようとするものでございまして、まず、今回の機構改革に関連して、または昭和二十七年年度予算実行上の要請により、昭和二十七年四月五日から同年十二月三十一日までの間に退職する職員で、閣議で定めるものに對しましては、さきの行政整理の

場合と同様に、国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律附則第五項の規定により計算した額の八割増しの退職手当を支給することとし、また昭和二十七年年度予算実行上の要請によりまして、昭和二十八年一月一日から同年三月三十一日までの間において退職する職員で、閣議で定めるものに對しましては、従来の通常の整理の場合と同様、国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律附則第五項の規定により計算した額の退職手当を支給することとしたしております。

本案につきましては、審議の結果、一昨二十九日質疑を打ち切り、討論を省略の上、ただちに採決いたしましたところ、起立多数をもつて原案の通り可決いたしました次第であります。

第三に、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律案について申し上げます。

この法律案は、国際通貨基金協定及び国際復興開発銀行協定への加入に伴ひまして、国際通貨基金及び国際復興開発銀行に対する出資、出資のためにする国債の発行及びその償還方法等について所要の規定を設けようとするものでありまして、その内容の骨子は次の四点であります。

まず第一に、基金及び銀行に対する出資額はそれぞれ二億五千万ドルでありまして、現行海關レートで換算いたしますと、それら邦貨にして九百億円ということになります。

第二に、基金への出資は、割当額二億五千万ドルの二五％に当る部分は、金で加入前に出資することを要します。

が、残額の七五％に当る額は、本邦通貨で加入後支拂うことになるのであります。また銀行に対する出資は、総額二億五千万ドルの二％に当る部分は金または合衆国ドルで、一八％に当る部分は本邦通貨で、いずれも加入前に拂い込むことを要しますが、残額の八〇％に当る額は、将来銀行から拂込みの請求があつたときに、金及び合衆国ドルその他の外国通貨のいずれかで支拂うこととなるのであります。

第三に、わが国の財政の現状にかんがみまして、日本銀行の所有する金及び地金をその帳簿価格で買ひ上げ、これを基金に出資する金の一部に充てることのできることにいたしましたしております。

第四に、本邦通貨で拂い込む額については、その大部分を国債の交付によつてかゝることができまゝです。この国債の発行等に関して必要な事項を規定いたしましたしております。なおこの国債は、基金または銀行から要求のあり次第、ただちに現金で支拂われるべきものであることを要請されておりますので、償還財源に不足がある等のため償還できない場合を考慮して、政府はその償還できない金額に相当する国債の

昭和二十七年五月三十一日 衆議院會議録第四十八号 訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律案

買取りを日本銀行に對して命ずること
ができることとしたのであります。

本案につきましては、審議の結果、

一昨二十九日質疑を打ち切り、昨三十
日、討論を省略の上、ただちに採決い
たしましたところ、起立多数をもつて
原案の通り可決いたしました。

最後に、製塩施設法案について申し
上げます。

この法律案は、国内における塩の生
産を維持増進し、もつて日本専売公社
の行方塩に関する国の専売事業の健全
な運営に寄與するため、塩田等製塩施
設の改良、新設または災害復旧事業の
費用について公社に補助を行わせると
ともに、製塩施設の保全及びその効用
の維持のために必要な措置をとること
とし、その対象、基準、方法等について
所要の規定を設けようとするものであ
りまして、その主要な点は、災害復旧
の場合の補助率を、塩田については五
割、堤防については六割五分、また、
かさ上げをしたときは、さらに超過
分のそれ〃四割または五割五分とい
はしたことであります。

本案につきましては、審議の結果、
昨三十日質疑を打ち切り、討論を省略の
上、ただちに採決いたしましたところ、
自由党、改進黨、日本社会党、日
本社会党第二十三控室及び共産党を含
めまして、起立議員をもつて原案の通
り可決いたしました。

以上、つつしんで御報告申し上げま
す。(拍手)

○議長(林義治君) まず日程第三につ
き採決いたします。本案の委員長の報
告は可決であります。本案を委員長
の報告の通り決するに賛成の諸君の起立
を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(林義治君) 起立多数。よつて
本案は委員長報告の通り可決いたしま
した。

次に日程第四及び第五の両案を一括
して採決いたします。両案の委員長の
報告はいずれも可決であります。両案
を委員長の報告の通り決するに賛成の
諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(林義治君) 起立多数。よつて
両案とも委員長報告の通り可決いたし
ました。

次に日程第六につき採決いたしま
す。本案は委員長報告の通り決するに
御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(林義治君) 御異議なしと認め
ます。よつて本案は委員長報告の通り
可決いたしました。

第七 訴訟費用等臨時措置法等の

一部を改正する法律案(田嶋好
文君外六名提出)

○議長(林義治君) 日程第七、訴訟費
用等臨時措置法等の一部を改正する法

律案を議題といたします。委員長の報
告を求めます。法務委員長佐瀬昌三
君。

訴訟費用等臨時措置法等の一部を
改正する法律案
訴訟費用臨時措置法等の一部を
改正する法律

第一條 訴訟費用等臨時措置法(昭
和十九年法律第二号)の一部を次
のように改正する。

第二條中「七十倍」を「百十倍」に
改める。

第三條中「二百四十円」を「百六十
円」に、「三百六十円」を「四百八十
円」に、「六百円」を「八百円」に、
「四百八十円」を「六百四十円」に改
める。

第四條第一項中「十五円」を「二
十五円」に、「五円」を「八円」に、
「十二円」を「二十円」に、同條第二
項中「二十四円」を「三十円」に、「三十
円」を「四十五円」に、「四十五円」
を「六十五円」に、「六十円」を「九
十円」に、「百円」を「百五十円」に、
「百五十円」を「二百二十円」に、「二
百円」を「三百円」に、同條第三項中
「四十円」を「六十円」に、「八十円」
を「百二十円」に、「百三十円」を「二
百円」に、「二百円」を「三百円」に、
「四百円」を「六百円」に、「六百円」
を「九百円」に、「百円」を「百五十
円」に、同條第四項中「六十円」を
「八十円」に、「百四十円」を「百九

十円」に、「六百円」を「八百円」に、
「四百八十円」を「六百四十円」に、
同條第五項中「八十五倍」を「百三
十倍」に改める。

第二條 訴訟費用等臨時措置法の一
部を改正する法律(昭和二十四年
法律第五十五号)の一部を次のよ
うに改正する。

附則に次の二項を加える。

9 第七項の規定により改定され
た恩給及び昭和二十六年一月一
日から同年九月三十日まで給
與事由の生じた執行吏の恩給に
ついては、同年十月分以降、そ
の年額を九万一千円を係給年額
とみなして算出した年額に改定
する。

10 第四項の規定は、前項の規定
による恩給年額の改定につい
て、準用する。

附則

1 この法律中第一條の規定は、公
布の日から起算して十五日を経過
した日から、第二條の規定は、公
布の日から施行する。

2 第一條の規定の施行前に要した
費用については、なお従前の例に
よる。

訴訟費用等臨時措置法等の一部を
改正する法律案に対する修正案

訴訟費用等臨時措置法等の一部
を改正する法律案に対する修正
訴訟費用等臨時措置法等の一部を
改正する法律案の一部を次のように
改正する法律案の一部を次のように

修正する。
第一條の一部を次のように修正す
る。

第三條の改正規定中「百六十円」を
「百八十円」に、「四百八十円」を
「五百四十円」に、「八百円」を
「九百四十円」に、「六百四十円」に
改める。「七百五十円」に、「二十
四円」を「三十二円」に改める。に改
める。

第四條第四項の改正規定中「八十
円」を「九十円」に、「百九十円」を「二
百四十円」に、「三百六十円」を「八百円」
に、「四百八十円」を「六百四十円」
に、「二百四十円」を「三十二円」に、
「六百円」を「九百四十円」に、「四百
八十円」を「七百五十円」に、に改
める。

附則第一項を次のように改める。

1 この法律中第二條の規定は、公
布の日から、その他の規定は、公
布の日から起算して十五日を経過
した日から施行する。

訴訟費用等臨時措置法等の一部を改
正する法律案(田嶋好文君外六名提
出)に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔佐瀬昌三君登壇〕

○佐瀬昌三君 ただいま議題となりま
した訴訟費用等臨時措置法等の一部を
改正する法律案につきまして、提案趣

旨及び法務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

民事訴訟費用、刑事訴訟費用及び執行吏の手数料等につきましては、すでに臨時的中、物価の高騰に際しまして、臨時的中にこれらを増額するために、昭和十九年に訴訟費用等臨時措置法が制定され、その後さらに数回本法の改正をいたし、最後は昭和二十三年十二月にその増額の改正をしたのであります。が、爾來物価の高騰はなお継続いたし、現行の訴訟費用及び執行吏の手数料等の額によりましては、訴訟関係者の負担の公平を期することが困難となつたのであります。よつて、この際さらに暫定的にこれらの額を増額しようとするのが本法案第一條の趣旨であります。その内容は、民事訴訟費用中の書記料及び録事料、書類送達手数料等についてそれぞれ約五割方を、また各種の証人、鑑定人、執行吏の日当及び宿泊料等についてそれぞれ約三割方増額しようとするのであります。

次に、執行吏の恩給の増額の点を第二條で規定しておるのであります。すなわち、恩給の年額を、九万一千円を俸給年額とみなして算出した年額に改正することとしたのであります。以上が本法案の提案の要旨であります。

法務委員会における質疑のおもなる点を申し上げますと、訴訟費用等の

値上げは一般国民の訴訟を提起する権利を侵害する結果にならぬかという質問があり、これに対し、提案者並びに政府側からは、費用の点につき、貧困者のためには別に免除または救助の考慮がなされておるがために、その懸念はないとの旨の答弁があり、また国家公務員としての執行吏に俸給を支給せず、単に手数料でまかなわしめてゐることは種々の弊害を生じ、また不適当ではないかとの質問があり、これに対しては、最高裁判所の説明員から、もとより現行の執行吏制度は満足なものではないので、目下関係者が鋭意研究中であるとの旨の答弁があつたのであります。

次いで、自由党から、これに対する修正案が提出されたのであります。その要旨を御紹介いたしますと、原案におきましては、当事者、証人、鑑定人等の日当、宿泊料、車馬賃及び執行吏が立てかえ支給する証人、鑑定人の日当及び執行吏の宿泊料、車馬賃につき、昭和二十五年四月以降実施されておりました国家公務員等の旅費に関する法律の規定中、七級職を基準として増額しようとしておるのであります。しかるに、同法は、本年四月の今国会におきまして改正され、約一割二分ないし三割増額されたのであります。従つて、原案における改正額を現在の公務員に対する支給額にスライドさせて増額するより修正しようというのであります。

かくして、質疑を終了いたし、討論省略の上採決に入り、まず自由党提出の修正案を採決いたしましたところ、日本共産党を除く多数をもつて本修正案は可決されたのであります。次に右修正部分を除く原案に対し採決の結果、これもまた日本共産党を除く多数をもつて可決され、ここに田嶋好文君外六名提出の本法案は多数をもつて修正議決された次第であります。

以上、簡単に御報告申し上げます。

(拍手)

○議長(林譲治君) 採決いたしました。本案の委員長の報告は修正であり、また本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林譲治君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り決しました。

第八 国際植物防疫條約の締結について承認を求めるの件

第九 千九百二十三年十一月三日にジュネーヴで署名された税関手続の簡易化に関する国際條約及び署名確定書の締結について承認を求めるの件

第十 國際復興開發銀行協定への加入について承認を求めるの件

第十一 國際通貨基金協定への加入について承認を求めるの件

第十二 外國の領事官に交付する認可状の認証に関する法律案

(内閣提出)

○議長(林譲治君) 日程第八、国際植物防疫條約の締結について承認を求めるの件、日程第九千九百二十三年十一月三日にジュネーヴで署名された税関手続の簡易化に関する国際條約及び署名確定書の締結について承認を求めるの件、日程第十、國際復興開發銀行協定への加入について承認を求めるの件、日程第十一、國際通貨基金協定への加入について承認を求めるの件、日程第十二、外國の領事官に交付する認可状の認証に関する法律案、右五件を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。外務委員長仲内憲治君。

国際植物防疫條約の締結について承認を求めるの件

国際植物防疫條約の締結について、日本国憲法第七十三條第三号但書の規定に基き、国会の承認を求めらる。

〔國際植物防疫條約は最終号の附録に掲載〕

國際植物防疫條約の締結について承認を求めるの件に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

千九百二十三年十一月三日にジュネーヴで署名された税関手続の簡易化に関する国際條約及び署名確定書の締結について承認を求めるの件

國際復興開發銀行協定への加入について承認を求めるの件

國際復興開發銀行協定への加入について、日本国憲法第七十三條第三号但書の規定に基き、国会の承認を求めらる。

〔國際復興開發銀行協定は最終号の附録に掲載〕

國際復興開發銀行協定への加入について承認を求めるの件に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

千九百二十三年十一月三日にジュネーヴで署名された税関手続の簡易化に関する国際條約及び署名確定書の締結について承認を求めるの件

國際復興開發銀行協定への加入について承認を求めるの件

國際復興開發銀行協定への加入について、日本国憲法第七十三條第三号但書の規定に基き、国会の承認を求めらる。

署名確定書の締結について承認を求めるの件

千九百二十三年十一月三日にジュネーヴで署名された税関手続の簡易化に関する国際條約及び署名確定書の締結について、日本国憲法第七十三條第三号但書の規定に基き、国会の承認を求めらる。

〔千九百二十三年十一月三日にジュネーヴで署名された税関手続の簡易化に関する国際條約及び署名確定書は最終号の附録に掲載〕

千九百二十三年十一月三日にジュネーヴで署名された税関手続の簡易化に関する国際條約及び署名確定書の締結について承認を求めるの件

國際復興開發銀行協定への加入について承認を求めるの件

國際復興開發銀行協定への加入について、日本国憲法第七十三條第三号但書の規定に基き、国会の承認を求めらる。

〔國際復興開發銀行協定は最終号の附録に掲載〕

國際復興開發銀行協定への加入について承認を求めるの件に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

千九百二十三年十一月三日にジュネーヴで署名された税関手続の簡易化に関する国際條約及び署名確定書の締結について承認を求めるの件

國際復興開發銀行協定への加入について承認を求めるの件

國際復興開發銀行協定への加入について、日本国憲法第七十三條第三号但書の規定に基き、国会の承認を求めらる。

〔國際復興開發銀行協定は最終号の附録に掲載〕

國際復興開發銀行協定への加入について承認を求めるの件に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

昭和二十七年五月三十一日 衆議院會議第四十八号 國際植物防疫條約の締結について承認を求めるの件外四件

國際通貨基金協定への加入について承認を求めるの件

國際通貨基金協定への加入について、日本国憲法第七十三條第三号但書の規定に基づき、国会の承認を求める。

〔國際通貨基金協定は最終号の附録に掲載〕

國際通貨基金協定への加入について承認を求めるの件に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

外國の領事官に交付する認可状の認証に関する法律案

外國の領事官に交付する認可状の認証に関する法律

外國の領事官に交付する認可状は、天皇が、認証する。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

外國の領事官に交付する認可状の認証に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔件内憲法君登壇〕

○件内憲法君登壇 たいいま議題となりました國際植物防疫條約の締結について承認を求めるの件、千九百二十三年十一月三日にジュネーヴで署名された税関手続の簡易化に関する國際條約及び署名確定書の締結について承認を求める

るの件、國際復興開發銀行協定への加入について承認を求めるの件、國際通貨基金協定への加入について承認を求めるの件、外國の領事官に交付する認可状の認証に関する法律案の四條約案件並びに一法律案に関する外務委員会における審議の経過並びに結果について報告申し上げます。

〔議長退席、副議長着席〕

上述の第一、第二の條約案件は五月七日、第三、第四の條約案件は五月八日、第五の法律案は五月十日にそれぞれ本委員会に付託されましたので、本委員会は数回にわたり慎重に審議を重ねました。その審議の内容については、これを委員会議録に譲ることとしたしますが、五案件はいずれも政府提出の案件でありますので、政府当局の説明と、本委員会の審議における経過に基づきまして、各案件の概要について申し上げます。

第一に、國際植物防疫條約の締結について国会の承認を求めるの件につきましても、この條約は、わが国が昨年未加盟いたしました國際連合食糧農業機關の提唱によつて作成されたもので、昨年十二月六日にローマで關係各國が署名し、現在まで三十國が署名を了しております。この條約は三署名政府の批准書の寄託と同時に効力を発生することとなつており、すでに本年四月三日にセイロン、スペイン及びチリーの間に効力を発生しております。

この條約の目的とするところは、植物の病害虫の防除を國際的協力によつて促進することでありまして、そのために、國際取引に關連する植物及び植物生産物に対する防疫事業の強化、統一された植物檢疫證明書様式の採用、植物の病害虫の発生状況に関する情報の交換等の実現をはかるものであります。わが国は、この條約に加入して、植物の病害虫の防除に關して國際的に協力することがはなはだ有意義である

と認め、昨年十二月六日にこの條約に署名したものであります。

第二に、千九百二十三年十一月三日にジュネーヴで署名された税関手続の簡易化に関する國際條約及び署名確定書の締結について承認を求めるの件につきましても、この國際條約及び署名確定書は、一九二三年、すなわち大正十二年十一月三日にジュネーヴで署名されたものでありまして、その加盟國は三十六國に上つております。この條約及び署名確定書は、税関手続の簡易化をはかることが通商の公平な待遇を実現する重要な手段であることにかんがみ、税関手続の簡易化及び公平なる適用並びに關稅率及びその關稅規則の公表について國際的に協力することを目的として作成されたもので、すでに公私の貿易及び通商において國際的に承認された公正な慣行となつております。

わが国は、大正十三年三月十七日にこの條約に署名し、その後歴代の内閣は

しばしばこの條約の批准方を奏請したものであります。その都度、内閣更迭等の事情により、その奏請は返戻されて、今日まで批准されるに至らなかつたのであります。わが国は昨年九月八日に、サンフランシスコにおいて、この條約及び署名確定書に加入することを宣言しておりますから、これに加入することはわが國の國際信用を高めるゆえんであります。

第三に、國際復興開發銀行協定は、國際通貨基金協定と同様に、ブレトン・ウッズの連合國通貨金融會議に基づいて、一九四六年三月、國際復興開發銀行の創立總務會が、米國政府の招請により、國際通貨基金の創立總務會と合同で、米國ジョージア州サヴァナで開かれ、同年六月二十五日より業務を開始してゐるのであります。

銀行及び基金は、いずれも戦後の國際經濟の秩序ある發展をはかるために設立せられた國際經濟機關でありまして、基金が主として經常的な國際決済に關する比較的短期の國際金融操作を目的とするのに対し、本銀行は比較的長期にわたる國際投資等を促進しようとするものでありまして、特に今次の戦争によつて破壊せられた世界經濟の復興及び戰時經濟から平時經濟への円滑な移行をその主たる目的としてゐるのであります。従いまして、本銀行の目的とするところは、一、加盟國の復

興及び開發を援助すること、二、民間投資を保護し、またはこれに参加して、民間の對外投資を促進すること及び直接貸付を行うことによつて民間投資を補足すること、三、加盟國の生産資源の開發のための國際投資を助長し、それによつて、その領域内における生産性、生活水準及び労働條件の向上を援助することにより國際貿易の發展及び國際收支の均衡維持を促進すること、四、銀行が行い、または保証する貸付について、有用度及び緊要度の高い事業計画が優先処置を受けるように措置すること、五、國際投資の加盟國經濟に及ぼす影響を適當に考慮して銀行の業務を行うこと及び戰時經濟から平時經濟への円滑な移行を援助することとなつておるのであります。

本銀行への加盟には、國際通貨基金の加盟國であることを條件としており、加盟國たるの地位の取得及びその手続は、本協定の第二條第一項、第十一條第二項に規定することく、國內法の手續を経て、本協定受諾の上は義務履行上遺憾の点なき旨を述べた文書を米合衆國政府に寄託することになつておるのであります。本銀行の加盟國は、一九五二年一月三日現在において五十一箇國となつております。本銀行への加盟によつて、わが國、復興開發のための必要な外貨資金を直接銀行から借り入れ、また銀行の保証を受け、民間の外資の導入の円滑をはかる

このほか、わが国の国際経済社会への復讐に一步を進めることができるものと思われるのであります。

わが国は、銀行の定める条件に従つて、銀行への加盟が容認されるならば、株式応募額の拂込みの義務を負うことになりませんが、本協定第一條第五項によりまして、応募額二億五千万ドルの二〇%を拂い込むことになりま

十七年度予算に計上した二百億円の範圍内でまかなう予定のことでありま

次に、第四の国際通貨基金協定も、また前述の国際復興開発銀行協定と同じく、いわゆるブレトン・ウッズ協定の一つでありまして、本協定は一九四五年十二月二十七日に効力を発生し、一九四六年十二月十九日に平価の第一次決定が行われ、この日において、一九四七年三月一日から為替取引を開始することが各加盟国に通知されておるものであります。新たにこの基金に加盟せんとするには、本協定第二條第二項によりまして、基金が定める時期と条件に従つて加盟することになるのであります。が、前記の時期及び条件は、申請の都度、総務会の決議によつて定められるのが従来の例となつております。新たに加盟を申請する国は、申請書を提出し、この申請が総務会により承認された後、その国内法に従つてこの協定を受諾したこと及びこの協定に基くすべての義務を履行するため必要なすべての措置をとつたことを述べた文書を米政府に寄託し、かつこの協定の原本に署名した日から基金の加盟国となることに規定してあります。本基金の十一箇国となつております。

います。第一、基金への加盟は、わが国の国際経済社会への復讐の一環をなすものであつて、これによつてわが国の対外信用を高めるとともに、他の国際復興開発銀行への加盟を容易にするものであり、特に国際復興開発銀行は、基金加盟国であることをその加盟の条件としているのであります。第二、基金の資金を利用することができると点であります。わが国の必要とする特定の外貨を一定限度内で基金より買入れることによつて、対外收支の一時的不均衡を調節することができると点であります。第三、国際通貨問題に對して正当な発言の機会を與えられることとあります。

なお、わが国に對して基金が定めた割当額は二億五千万ドルとのことでありまして、わが国は、本協定第三條第三項の規定に従ひまして、その二五%、すなわち六千二百五十万ドルを金で、残額を自國通貨で拂い込むことになつておりますが、政府は国際通貨基金、国際復興開発銀行への加盟について必要国内的措置、加盟に關する諸手續、協定に定められた寄託所の設定、金買上げ等と内容とした国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に關する法律案を本国会に提出いたしておりますことは、かねて諸君の御承知の通りであります。

て報告申し上げます。平和條約の効力発生に伴い、諸外国から領事官がわが國に派遣されて来ることとなりましたが、この領事官の派遣につきましては、各領事官が本國の元首や政府から委任状を持つて参りまして、これをわが國の政府に提出し、わが國の政府からこの領事官に認可状または認証状を交付することによつて正式にわが國における領事官としての地位を獲得するというのが國際慣例となつてゐるのであります。しかし、相手國元首の委任状を提出した領事官に交付する認可状に對しては天皇が認証することが従来の慣例でありました。しかるに、日本國憲法によりまして、その第七條において、天皇の國事に關する行為が列挙されておりますが、そのうちで、第五号には、全權委任状及び大使及び公使の信任状を認証すること。等を掲げ、さらに第八号には「批准書及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。」と定めてあります。國際慣例によりまして認証を必要とする外交文書に對する天皇の認証につきましては、いずれも法律によつてこれを定めることを予想してゐるので、特にこの法律を設ける必要があるのであります。

政府當局に對する質疑終了の後、まず第一に、國際植物防疫條約の締結について承認を求めるの件を議題となし、討論を省略、採決の結果、本委員

会は本條約案件を全会一致をもつて承認することに決定いたしましたのであります。

第二に、千九百二十三年十一月三日にジュネーヴで署名された税關手續の簡易化に關する國際條約及び署名議定書の締結について承認を求めるの件を議題となし、討論に移り、それ〴〵党を代表して、自由党の北澤委員、改進黨の並木委員及び日本社会党の戸叶委員より賛成の意見、日本共產党の林委員より反対の意見が述べられて、討論を終結、採決の結果、本委員会は多数をもつて同條約案件を一括して承認することに決定いたしましたのであります。

第四に、外國の領事官に交付する認可状の認証に關する法律案を議題となして討論に移り、それ〴〵党を代表して、自由党の北澤委員、改進黨の並木委員及び日本社会党の戸叶委員より賛成の意見、日本共產党の林委員より反

昭和二十七年五月三十一日 衆議院會議録第四十八号 國際植物防疫條約の締結について承認を求めるの件外四件

九五二

對の意見が述べられて、討論を終結、採決の結果、本委員会は多数をもつて本案を原案通り可決することに決定いたしましたのであります。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 討論の通告があります。これを許します。高田富之君。

(高田富之君登壇)

○高田富之君 私は、日本共産党を代表いたしました。ただいま議題になつております五案件のうち、特に國際通貨基金協定への加入並びに國際復興開發銀行協定への加入の両案件に對しましては、国会はこれに承認を與うべきでないと考えますので、以下、簡単にその理由を申し述べたいと思つてあります。

まず第一に指摘しなければならぬと思ひますことは、ブレトン・ウッズ協定の発足当時におきましては、連合國各國とも共同の念願でありました恒久平和を確保すること、そのために、いわゆるアウタルキー經濟を打破し、國際自由通商を復活し、為替競争の阻止を實現しようという高邁な理想に出発をいたしましたのでありますが、この協定は、その後國際情勢の変化に伴ひまして、その意義を失つてしまつておると考へるのであります。また同時に、その役割も今日では異なつたものとなつておると考へる次第であります。すなわち、現在では、アメリカに

よるところの資本主義諸國の經濟的支配を確保するための一つの補助的な手段たるにすぎなくなつておるといつてさしつかえないと考へるものであります。

充足當時、各國は、一時的な戰後の混亂の後には、やがて國際收支上の制限措置を必要とするような安定期を迎へ得るものと期待感があつたのでありますけれども、その後の事態は急速に反對の方向に向つて参りまして、アメリカの主導する、いわゆる自由諸國の防衛計画、すなわち再軍備を強引に推し進めることとなりまして結果、スターリング地域や西ヨーロッパ諸國の物価は上昇し、生産と貿易は停滯の傾向を示し、國際收支の悪化は一般化して参つたのであります。

特に最近におきましては、各國が競つて輸入制限を強化する情勢となりまして、あたかも第二次世界大戰前の状況をはりふつせしめるがごときを呈して来たことは周知の通りであります。換言いたしますれば、アメリカのソ同盟封じ込め戰略に基く軍事經濟援助、後進國開發計画等が資本主義諸國やその從屬諸國の經濟の正常なる復興を妨げ、これを破綻に導いて参りましたことに今日の國際經濟行き詰まりの根源があるのであります。いわばブレトン・ウッズ協定の精神と理想を破壊に導いて来た責任は、ドル帝國主義による戰爭政策にあつたといつてさしつか

えないのであります。しかも、アメリカは、みづから招いた資本主義國際貿易の破綻のあおりを、今日では自分みづからが受けなければならぬはめに陥りまして、自由貿易どころか、みづから進んで關稅を引上げ、輸入制限を続々と実施する態勢に移行しつつあるではありませんか。これはやがて各國のドル不足をいよいよ激化し、惡循環は次第に深まつて参りまして、危機的な様相を呈して参るものといつて過言ではないと考へるものであります。現実は、かように、当初の理想とはおよそ正反對の方向に進んでおります。

昨年九月の基金總會年次報告によりますれば、基金の運営に毎年三百二十万ドルかかつておりますが、過去一箇年間の業績を見ますと、わずかにブラジルに對して一千万ポンド供給しただけであるといふのであります。しかるに、政府は、何ゆへかかる無意味な協定に加入しようとするのであるか。おそらく、政府といつたしましては、將來における外資導入を可能にすることを主たる目的とするものというのであります。しかしながら、外資導入につきましましては、さきに外資法改正案の際にも、あるいはその他あらゆる場合にわが党が明らかにして参りました通り、わが國がいかに辭を低くして三拜九拜いたししようとも、コモリシヤル・ペーシスを度外視した外資は入れないと、再三にわたつて、きつぱりと

斬られ、逆にドッジ・プランの忠実な遂行をあくまで要求されておるといふのが現状なのであります。このような状態に入つて来る外資は、わが國經濟の死活を制する重要産業の支配權を完全に奪うための外資か、しからずんば純然たる再軍備のための軍事援助以外には考へられないのであつて、これはわが國經濟の破滅を意味するにほかならないのであります。

しかも、基金加入によつて直接失うところはきつめて大であると言わなければならぬ。二百四十三億の國民の血税を、アメリカへの忠誠のために担保として輸出することを意味する。また為替管理の自主權を制約されること、レート変更の自由を失ふこととなるのであります。わが國の貿易は、今日各國の輸入制限措置によりまして、急速に縮小の過程にあります。今日、貿易の自主權を回復することは、實に民族にとつて死活的な重要緊要事となつておることは申すまでもありません。しかるに、政府は、この期に臨んで、なほ進んで自主性をますます放棄して、われわれを乞ふんとする卑屈きわまる政策をとらんとしておるのであります。わが國は、他のいづれの國にも増して、世界平和のための國際經濟交流の拡大を欲するものであります。それゆゑにこそ、われわれは、アメリカのドル支配と闘ひ、これが制圧下から斷固脱却して、中ソ兩國を初めとする全

世界平和擁護勢力の真鍮な、あたたい呼びかけに誠意をもつてこたへ、これと平等互惠の通商關係に入るべき國民的努力を傾注すべきときであると考えられるのであります。何ゆゑならば、まさに崩壊に瀕しておるブレトン・ウッズ機構にかつて、今やモスクワ國際經濟會議の支持する、實に平等互惠の基礎に立つ平和的世界貿易の態勢は着々と築き上げられつつあるからであります。

以上の理由に基きまして、わが党は國際協定への加入に對し承認を與うべきものでない主張する次第であります。

○副議長(岩本信行君) これにて討論は終局いたしました。

まず日程第八につき採決いたします。本件は委員長報告の通り承認するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて本件は委員長報告の通り承認するに決しました。

次に日程第九、第十及び第十一の三件を一括して採決いたします。三件は委員長報告の通り承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(岩本信行君) 起立多数よつて三件はいずれも委員長報告の通り承認するに決しました。

次に日程第十二につき採決いたしました。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(岩本信行君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

○福永健司君 日程第十三は延期せられんことを望みます。

○副議長(岩本信行君) 福永君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて日程第十三は延期するに決しました。

第十四 造船法の一部を改正する法律案(坪内八郎君外二十名提出)

第十五 地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、燈台管理部の設置に關し承認を求めるの件

○副議長(岩本信行君) 日程第十四、造船法の一部を改正する法律案、日程第十五、地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、燈台管理部の設置に關し承認を求めるの件、右両件を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。運輸委員会理事黒澤富次君。

造船法の一部を改正する法律案
造船法の一部を改正する法律案
造船法(昭和二十五年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第二條及び第三條を次のように改める。
(施設の新設等の許可等)
第二條 総トン数五百トン以上又は長さ五十メートル以上の鋼製の船舶の製造又は修繕をすることができ、造船台、ドック又は引揚船台を備える船舶の製造又は修繕の施設を新設し、譲り受け、若しくは借り受けようとする者は、省令の定める手続に従い、運輸大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けた者は、その許可に係る工事を完了し、又は譲り受け若しくは借受による引渡を完了したときは、その日から一箇月以内に、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。
(設備の新設等の許可等)
第三條 前條の施設を所有し、又は借り受けている者が、当該施設において、船舶の製造又は修繕に必要な造船台、ドック、引揚船台等の設備であつて省令で定めるものを新設し、増設し、又は拡張しようとするときは、省令の定める手

続に従い、運輸大臣の許可を受けなければならない。
2 前條第二項の規定は、前項の許可を受けた者に準用する。
第三條の次に次の一條を加える。

(許可の基準)
第三條の二 運輸大臣は、左の各号に掲げる基準に適合する申請があつたときは、第二條又は前條の許可をしなければならない。

一 当該施設を新設し、又は当該設備を新設し、増設し、若しくは拡張することによつて日本経済として適正な造船能力をこえることとならないこと。

二 当該施設を新設し、譲り受け、若しくは借り受け、又は当該設備を新設し、増設し、若しくは拡張することによつて、当該造船事業の経営がわが国における造船事業の健全な発達を阻害するような競争をひき起す虞がないこと。

三 当該施設を新設し、譲り受け、若しくは借り受け、又は当該設備を新設し、増設し、若しくは拡張しようとする者の技術的及び経理的基礎が確実であること。

第十二條を次のように改める。
(罰則)
第十二條 第二條第一項又は第三條第一項の規定に違反した者は、六月

以下の懲役若しくは十萬圓以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
第十二條の二 左の各号の一に該当する者は、三萬圓以下の罰金に処する。
一 第二條第二項(第三條第二項)において準用する場合を含む。第六條又は第十一條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
二 第十條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
第十三條中「前條」を「前二條」に、「同條」を「各本條」に改める。

附則
1 この法律施行の期日は、公布の日から起算して六十日をこえない期間内において、政令で定める。
2 この法律施行の際現に改正前の造船法第二條第一項又は同法第三條第一項の規定により届出をし、その工事を着手している者は、改正後の同法第二條第一項又は同法第三條第一項の規定の適用については、この法律施行の日においてそれぞれ規定による許可を受けた者とみなす。

3 この法律施行の際現に改正前の造船法第二條第一項又は同法第三條第一項の規定による届出に係る工事であつて改正後の同法第二條第一項又は同法第三條第一項の施設又は設備に係るものを完了し

て、その工事を完了の届出をしていない者については、改正前の同法第二條第二項及び同法第三條第二項の規定は、この法律施行後もなおその効力を有する。

4 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

造船法の一部を改正する法律案(坪内八郎君外二十名提出)に關する報告書
〔最終号の附録に掲載〕

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、燈台管理部の設置に關し承認を求めるの件。

運輸省設置法の一部を改正する法律の施行に伴い、航路標識業務の円滑な運用を図るため、別表に掲げる位置に燈台管理部を設置する必要があるため、これらの設置について、地方自治法第五十六條第四項の規定に基き国会の承認を求める。

別表

名 称	位 置
小樽燈台管理部	小樽市
塩釜燈台管理部	塩釜市
新湊燈台管理部	新湊市
横浜燈台管理部	横浜市
名古屋燈台管理部	名古屋市
舞鶴燈台管理部	舞鶴市
神戸燈台管理部	神戸市
広島燈台管理部	広島市
門司燈台管理部	門司市

昭和二十七年五月三十一日 衆議院會議録第四十八号 外国軍用艦船等に関する檢疫法特例案

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、燈台管理部の設置に關し承認を求めの件に關する報告書
〔最終号の附録に掲載〕

〔黒澤富次郎君登壇〕

○黒澤富次郎君 たいい議趣となりました造船法の一部を改正する法律案について、運輸委員会における審査の結果を報告いたします。

まず本法案の趣旨を簡単に説明いたします。現在、わが国の造船業は、戦禍により崩壊した商船隊の再建あるいは輸出船の建造の目ざましい業績を上げつつあるものでありますが、平和條約発効後におけるわが国造船業の盛況は、国内的にも國際的にも何らの制限なしに解放されることになるのであります。その結果、造船業界は收拾することのできない混乱を惹起することが予想されるのであります。よつて、この際、わが国の造船業界に混乱を招来するような資本投下、特に何らの制約なしに國際資本が流入することを防止いたしまして、國民經濟的な角度からその能力、施設に適切な調整を行ひ得る措置を講じようとするのが、本法案の趣旨であります。

次に、本法案の内容のおもなる点を申し上げます。現在の造船施設の届出制を許可制に改めるとともに、施設の譲り受け及び借受けにつきまして許可を要することによりとするものであります。なお、その対象となる施設

は、現行法では総トン数百トン以上または長さ二十五メートル以上の船舶の造船施設となつておりますが、これを総トン数五百トン以上または長さ五十メートル以上の船舶の造船施設に限定いたしまして、その範囲の縮小をはかりようとするものであります。

本法案は、五月二十六日、本委員会に付託され、即日提出者より提案理由の説明を聴取し、翌二十七日及び三十日の二回にわたり質疑が行われましたが、その内容は會議録に譲ることいたします。

かくて、討論を省略し、ただちに採決の結果、本法案は起立多数をもつて原案通り可決すべきものと議決した次第であります。

次に、地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、燈台管理部の設置に關し承認を求めの件につき、運輸委員会における審査の結果を報告いたします。

まず本件の趣旨を簡単に説明いたします。さきに本院において可決せられた運搬省設置法の一部を改正する法律案によりまして、海上保安庁の燈台部は燈台局として運輸省の付属機関となり、その事務を分掌させるため、地方機関として燈台管理部を設置する必要が生じたのであります。よつて、これが設置について国会の承認を求められたものであります。

次にその内容であります。現在の管区海上保安本部の内部部局の燈台部をそのままに燈台管理部という名称にかへ、現在通り小樽市外八箇所に存置し得ることとするのであります。

本件は、五月十日日本委員会に付託され、十三日政府より提案理由の説明を聴取いたしました。趣旨、内容ともにきわめて簡單明瞭でありますので、三十日、質疑討論を省略し、ただちに採決いたしましたところ、起立多数をもつて原案通り承認を與うべきものと議決いたしました。以上御報告申し上げます。（拍手）

○副議長（岩本信行君） 早速日程第十四につき採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（岩本信行君） 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

次に日程第十五につき採決いたします。本件は委員長報告の通り承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（岩本信行君） 起立多数。よつて本件は委員長報告の通り承認するに決しました。

外国軍用艦船等に関する檢疫法特例案内閣提出

○福永健司君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、外国軍用艦船等に関する檢疫法特例案を議題とし、この際委員長長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長（岩本信行君） 福永君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長（岩本信行君） 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

外国軍用艦船等に関する檢疫法特例案を議題といたします。委員長長の報告を求めます。厚生委員長大石武一君。

外国軍用艦船等に関する檢疫法特例案

（適用）

第一條 外国の軍用艦船又は軍用航空機の檢疫については、この法律による外、檢疫法（昭和二十六年法律第二百一十号）の定めるところによる。

（定義）

第二條 この法律において「軍用艦船」とは「軍用航空機」とは、外国の軍隊に属し、且つ、その軍用に供する艦船又は航空機をいう。

（檢疫を行う港又は飛行場）

第三條 檢疫は、檢疫港以外の港及び

び檢疫飛行場以外の飛行場においても行う。

（檢疫信号）

第四條 檢疫法第九條前段に規定する檢疫信号は、当該軍用艦船が最初に国内の港に入つた時から掲げるものとする。

（檢疫の開始）

第五條 檢疫所長は、国内の港に入つた軍用艦船又は国内の飛行場に着陸し、若しくは着水した軍用航空機の長（長に代つてその職務を行う者を含む。以下同じ）から、檢疫を受ける旨の通知があつたときは、荒天の場合その他やむを得ない事由がある場合を除き、すみやかに、檢疫を開始しなければならない。但し、日没後に入つた軍用艦船については、日出まで檢疫を開始しないことができる。

（協議）

第六條 檢疫所長は、檢疫法第十三條及び第十四條に規定する措置をとる場合には、あらかじめ、当該軍用艦船又は軍用航空機の長と協議しなければならない。

（艦内隔離）

第七條 檢疫法第十四條第一項第一号に規定する隔離は、当該軍用艦船に檢疫伝染病患者を收容する施設があるときは、その施設に收容して行うことができる。

(適用又は準用しない規定)

第八條 軍用艦船又は軍用航空機の検査については、検査法第四條、第六條、第八條、第十一條第二項、第十九條第三項、第二十一條第二項から第五項まで、第二十四條、第二十五條、第二十七條、第二十九條、第三十六條第一号、第三十七條第二号及び第三十八條第一号の規定は、適用せず、且つ、同法第三十四條の規定に基づく政令でこれらの規定が検査伝染病以外の伝染病について準用される場合においても、これを準用しない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検査法の一部改正)

2 検査法の一部を次のように改正する。

第二十二條を次のように改める。

第二十二條 削除

外国軍用艦船等に関する検査法特例案(内閣提出)に関する報告書

(最終号の附録に掲載)

〔大石武一君登壇〕

○大石武一君 たいだいま議題となりました外国軍用艦船等に関する検査法特例案について、厚生委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

外国から来航する軍用艦船並びに軍用航空機の検査は、終戦時までは海航検査法附則第十三條及び航空検査規則第二十二條の規定によりそれぞれ実施されて来たのでありますが、終戦後は、これらの法令の施行が事実上停止となり、これにかわつて、連合軍司令部の回章に基づき、所屬の軍機関がこれを実施して来たのであります。昨年制定された検査法第二十二條には、

「外国の軍用艦船又は軍用航空機の検査については、別に法律で定める。」とにいたしてあります。今回、諸外国と通常の国際関係を回復するに至りましたので、これら諸外国の軍用艦船、軍用航空機に対する検査については、国際慣習を尊重し、できる限り簡略な取扱いをしようとするのが、本法案提出の理由であります。

次に本法案のおもなる内容について申し上げますと、第一に、軍用艦船及び軍用航空機は、検査港及び検査飛行場以外の港または飛行場にも入ることができ、その際には、入港した港または飛行場において検査を受けられるようにしたこと、第二は、軍用艦船及び軍用航空機に対して診療、検査、隔離、停泊等の検査措置をとる場合には、その長と協議の上行うようにしたこと、第三には、診療、検査の結果、検査伝染病患者を隔離する必要を生じた場合、その軍用艦船等に隔離施設があるときは、それに収容して行われることができるようにしたことでありま

す。

本法案は、五月十日、本委員会に付託せられ、同十四日政府委員より提案理由の説明を聴取した後、本日まで六回にわたり委員会を開き、委員と政府委員との間にきわめて熱心なる質疑応答が行われたのであります。詳細については会議録により御承知願います。

次いで、五月三十日質疑を終了し、本三十一日討論に入りましたところ、改進黨を代表して松谷委員、日本社会党を代表して堤委員より、それぞれ希望条件を付して賛成意見の開陳があり、日本共産党を代表して荻田委員より、検査を簡略にすることが公衆衛生上不安である等の理由で反対の意見が述べられました。

かくて、討論を終了し、採決に入りましたところ、多数をもつて政府原案の通り可決すべきものと議決した次第であります。

以上御報告申し上げます。

○副議長(若本信行君) 討論の通告があります。これを許します。荻田アサノ君。

〔荻田アサノ君登壇〕

○荻田アサノ君 私は、日本共産党を代表いたしましたして、たいだいま上程されております外国軍用艦船等に関する検査法特例案に対して反対の意見を表明するものであります。

この法案は、外国艦船に対して行うところの検査の慣例に従ひまして、検査の手数を簡略にし、先方の自主的な検査を認めることを主張したもののな

であります。ところが、このような習慣は、平時において、外国の軍艦が年一に一回か二回は入港する場合のとりきめであります。ところが、今日は、占領下に引続きまして、安全保障協約に基づく行政協定がつけられ、国内には米軍の軍港や飛行場が正式に設定され、横須賀一港だけでも月平均七十以上の軍艦が入つておる現状のもとで、それと同じような検査法特例によつて、これを準用して検査を行うというやうな、大それた法案なのであります。

外国の軍艦が決して防疫上完備なものでないこと、特に米軍は、自国の文化を誇つておられて、日本を野蛮国と思つておるので、日本のものには神経過敏であります。逆に自分たちの側に手抜きが多くて、占領下においても、洗濯物から、神戸の洗濯屋に天然痘がうつつたり、博多に上陸いたしました兵隊の連れた婦人から、女を乗せた自動車の運転手や、とめた旅館にまでも天然痘が発生したなど、米軍艦から日本に悪疫の感染いたしましたことは、この占領下に決して例の少ないことではないのであります。特に米国内で勉強いたしました医者は、伝染病についての経験に乏しいところから、

病気の発見のできない例がしばしばあり、その点、わが国の検査を外国の手にゆだねることは不安だということ

は、伝染病研究所や国立公衆衛生院あたりの専門家が言つておるところであります。特に直接検査を担当しておる横浜とか横須賀の検査医は、明告書だけを見せられて防疫の責任を持つということとは、これはとうてい神様でなければできないことだと、明らかに検査上の不安を訴えておるのであります。

これに加えて、占領下でさえも二十四の検査港に限つて入港を許しておりましたのにもかかわらず、講和後の今日、かえつて検査施設を持たない三十四の港を加えて、五十八の開港場のどこでも外国軍用艦船の出入りを許可するというのは、まったく理由のないことでもあります。政府は、一応行政協定により、米軍艦船はこの三十四の検査港に入れるというときめがある

と申しておるのでありますが、こういう除外規定は、本法案の中には何ら明記されておらないのであります。米軍は、従来でも小田原とか沼津、熱海等開港されていない港にでも自由かつて艦をいれさせておりました。こういう事実から推して、単なる申告せただけで、責任をもつて実行するかどうかということは、まったく信用はできないわけでありま

の他の職員で、次長、官房長等、保安官、警備官、保安大学校の学生及び非常勤の者でないもの（以下「事務官等」という。）には、別表第二又は別表第六に定める額の俸給を支給する。

3 保安官及び警備官には、別表第三又は別表第七に定める額の俸給を支給する。

(初任給)

第五條 新たに任用された職員(次長、保安大学校の学生及び非常勤の者を除く。以下本條から第九條までにおいて同じ)の俸給は、その者の属する官職、級、職務の級又は階級(以下「階級等」という)における俸給の幅の最低号俸による。但し、その者がその属する階級等について必要な最低限度の知識又は経験をこえる知識又は経験を有する場合には、政令で定めるところにより、これより上位の号俸によることができる。

(昇給)

第六條 職員が現に受けている号俸を受けるに至つた時から別表第四において職員の区分に従い定める期間を良好な成績で勤務したときは、その者の属する階級等における俸給の幅の中において直近上位の号俸に昇給させることができる。

2 職員の勤務成績が特に良好である場合には、前項の規定にかかわらず、別表第四において職員の区分に従い定める期間を短縮し、若しくはその現に受けている号俸より二号俸以上の上位の号俸まで昇給させ、又はそのいずれをもあわせ行うことができる。

せ行うことができる。

3 職員の俸給額(官房長等及び事務官等にあつては俸給月額、保安官及び警備官にあつては俸給日額をいう。以下同じ)が、その者の属する階級等における俸給の幅の最高号俸による額である場合又は最高号俸による額をこえている場合には、その者が同一の階級等にある間は、昇給しない。但し、これらの俸給額を受けている職員で、その俸給額を受けた期間が長期にわたるもの、勤務成績が特に良好であるものその他政令で定めるところについては、その者の属する階級等における俸給の幅の最高号俸による額をこえて、官房長等については別表第五、事務官等については別表第六、保安官及び警備官については別表第七においてそれぞれその者の俸給額に該当する額に相応する号俸の直近上位の号俸の俸給額に昇給させることができる。

4 前三項に規定する昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

5 第一項から第三項までの規定の実施について必要な事項は、政令で定める。

(昇任)

第七條 職員が昇任した場合において受けるべき俸給額は、左の各号に定めるところによる。

一 昇任の直前に受けていた俸給額が昇任した階級等における俸給の幅の最低号俸による額に達しない場合には、昇任した階級等における俸給の幅の最低号俸による額

二 昇任の直前に受けていた俸給額が昇任した階級等における俸給の幅の最低号俸による額以上である場合(第三号及び第四号の場合を除く)には、昇任した階級等における俸給の幅のうち、昇任の直前に受けていた俸給額の直近上位の額

三 昇任の直前に受けていた俸給額が昇任した階級等における俸給の幅の最高号俸による額と等しい場合には、その額

四 昇任の直前に受けていた俸給額が昇任した階級等における俸給の幅の最高号俸による額をこえている場合には、昇任の直前に受けていた俸給額と同じ額(この額が別表第七の俸給日額の欄に掲げる額のいずれの額にも該当しない場合には、昇任の直前に受けていた俸給日額の別表第七における直近上位の額)

2 一等保安士補以下の保安官が三等保安官(以下「幹部保安官」という)に、又は一等警備士補以下の警備官が三等警備官(以下「幹部警備官」という)に昇任した場合における俸給額は、左の各号に定めるところによる。

という。)に昇任した場合における前項の規定の適用については、同項各号中「昇任の直前に受けていた俸給額」とあるのは「昇任の直前に受けていた俸給額に八十五円(幹部保安官の候補者である一等保安士補以下の保安官又は幹部警備官の候補者である一等警備士補以下の警備官にあつては、六十五円)を加えた額」とする。

(降任)

第八條 職員が降任した場合において受けるべき俸給額は、左の各号に定めるところによる。

一 降任の直前に受けていた俸給額が降任した階級等における俸給の幅のうちにある号俸による額に該当する場合には、その額

二 降任の直前に受けていた俸給額が降任した階級等における俸給の幅のうちのいずれの号俸による額にも該当しない場合(第三号の場合を除く)には、降任した階級等における俸給の幅のうち、降任の直前に受けていた俸給額の直近下位の額

三 降任の直前に受けていた俸給額が降任した階級等における俸給の幅の最高号俸による額をこえている場合には、降任した階級等における俸給の幅の最高号俸による額

2 幹部保安官が一等保安士補以下の幹部保安官(以下「幹部保安官」という)に、又は一等警備官が一等保安士補以下の幹部保安官(以下「幹部保安官」という)に降任した場合における俸給額は、左の各号に定めるところによる。

の保安官に、又は幹部警備官が一等警備士補以下の警備官に降任した場合における前項の規定の適用については、同項各号中「降任の直前に受けていた俸給額」とあるのは「降任の直前に受けていた俸給額に八十五円(幹部保安官の候補者である一等保安士補以下の保安官又は幹部警備官の候補者である一等警備士補以下の警備官にあつては、六十五円)を加えた額」とする。

(俸給の支給)

第九條 別表第一から別表第三まで(これらの表のそれぞれに対応する別表第五から別表第七までを含む)のいずれか一の表の適用を受けていた職員がこれらの表のうちの他の表の適用を受ける職員となつた場合におけるその者の俸給額の決定については、政令で定める。

第十條 新たに職員(保安大学校の学生及び非常勤の者を除く。以下本條及び次條において同じ)となつた者には、その日から俸給を支給する。但し、職員以外の国家公務員が降任し、即日職員となつたときは、その翌日から俸給を支給する。

2 職員が昇給その他の事由により俸給の額に異動を生じたときは、

昭和二十七年五月三十一日 衆議院會議録第四十八号 保安庁職員給与法案外一件

九五八

その日から新たに定められた俸給を支給する。

3 職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで俸給を支給する。

第十一條 次長、官房長等及び事務官等(第二項に規定する者を除く)の俸給の計算期間(以下「給與期間」という)は、月の一日から十五日まで及び月の十六日から末日までとし、各給與期間につき俸給月額の半額を支給する。

2 保安官及び警備官並びに政令で定める保安庁の機関又は部隊に勤務する事務官等の給與期間は、月の十六日から翌月の十五日までとし、各給與期間につき俸給月額にその給與期間の日数を乗じて得た額を支給する。

3 前二項の規定にかかわらず、職員が勤務しないときは、政令で定めるところにより特に勤務したものとみなされる場合の外、俸給は、支給しない。

4 前各項に定めるものを除く外、俸給の支給日その他俸給の支給に關して必要な事項は、政令で定める。

(扶養手当)

第十二條 次長、官房長等、事務官等、三等保安士補以上の保安官及び三等警備士補以上の警備官には、これらの者に扶養親族がある場合には、扶養手当を支給する。扶養親族は、左に掲げる者で、他に生計のみちがなく、且つ、主

として前項の職員の扶養を受けているものとする。

一 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)。

二 十八歳未満の子及び孫。

三 六十歳以上の父母及び祖父母。

四 十八歳未満の弟妹。

五 不具障疾者。

3 次長、官房長等及び事務官等の扶養手当の額は、前項第一号に掲げる者については月額六百元、同項第二号から第五号までに掲げる者については月額四百円(十八歳未満の子一人については、月額六百元)とする。

4 三等保安士補以上の保安官及び三等警備士補以上の警備官の扶養手当の額は、第二項第一号に掲げる者については月額二十円、同項第二号から第五号までに掲げる者については月額十五円(十八歳未満の子一人については、月額二十円)とする。

第十三條

新たに前條第一項の職員となつた者に扶養親族がある場合には、当該職員は、直ちにその旨を保安庁長官(以下「長官」という)又はその委任を受けた者に届け出なければならぬ。同項の職員に左の各号の一に該当する事実が生じた場合も、同様とする。

一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至つた者がある場合。

2 扶養手当は、新たに前條第一項の職員となつた者に扶養親族がある場合にはその者が同項の職員となつた日から、同項の職員に前項第一号に掲げる事実が生じた場合にはその事実が生じた日から、それぞれその支給を開始し、又はその支給額を改訂する。但し、当該事実の生じた日から十五日(政令で定める職員については、三十日)を経過した後においてこれに係る同項の届出がなされたときは、その届出を受理した日から、その支給を開始し、又はその支給額を改訂する。

3 扶養手当は、前條第一項の職員に第一項第二号に掲げる事実が生じた場合には、その事実の生じた日の翌日以後は、支給しない。

4 保安庁法第六十一條第一項若しくは同法第六十四條第二項の規定により出勤を命ぜられ、又は保安庁の使用する船舶に乗り組んでいる前條第一項の職員の扶養親族に關する届出について必要な事項は、政令で定める。

(勤務地手当等)

第十四條 次長、官房長等及び事務官等には、勤務地手当を支給する。

2 一般職の職員の給与に關する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第十二條の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同法同條第四項中「人事院規則」とあるのは、「政令」と読み替へるものとする。

3 事務官等には、超過勤務手当、休日給及び夜勤手当を支給する。

一般職の職員の給与に關する法律第十六條から第十九條までの規定は、この場合について準用する。

(特殊勤務手当)

第十五條 特殊の勤務に従事した職員には、特殊勤務手当を支給する。

2 前項の特殊の勤務の種類、特殊勤務手当の支給を受ける職員の範囲、特殊勤務手当の額その他特殊勤務手当の支給に關し必要な事項は、政令で定める。

(乗船手当)

第十六條 保安庁の使用する船舶に乗り組むことを命ぜられた警備官又は保安官には、乗船手当を支給する。

第十七條

保安庁の使用する船舶に乗り組むことを命ぜられた警備官又は保安官には、これらの者が乗り組む船舶が、長官の定める定けい港を出発した日から当該定けい港に到着するまでの航海を行う日について、航海手当を支給する。

2 前項の航海手当の額は、別表第八に定める額(船長又は船舶の編成の指揮者の職務を行う警備官については、別表第八に定める額にその十分の二を加えた額)とする。

3 第一項の警備官又は保安官には、同項の航海について、国家公務員等の旅費に關する法律(昭和二十五年法律第百十四号)に規定する旅費を支給しない。

(営外手当)

第十八條 一等保安士補以下の保安官又は一等警備士補以下の警備官が保安庁法第五十條の規定により長官の指定する集团的居住場所以外の場所に居住する場合には、その居住する日について、営外手当を支給する。

2 前項の営外手当の額は、月額六十五円とする。

3 第一項の規定にかかわらず、同項の職員が勤務しないときは、政令で定めるところにより特に勤務したものとみなされる日の外、営外手当は、支給しない。

(扶養手当等の支給方法)

第十九條 第十二條から第十四條まで及び第十六條から前條までに定めるものを除く外、職員の扶養手当、勤務地手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、乗船手当、航海手当及び営外手当の支給方法に關し必要な事項は、政令で定める。

- 一 公務上死亡した場合
- 二 公務上の傷、疾病に因りその職に堪えないで退職した場合
- 3 前項の規定は、昭和二十七年七月一日から昭和二十八年三月三十一日までの間において警察長以下の警備官として採用された者にあつてはその採用された日から、保安庁法附則第九項の規定により警察長以下の警備官となつた者にあつては昭和二十七年七月一日からそれぞれ起算して二年の期間が経過する前において、これらの者が公務上死亡し、又は公務上の傷、疾病に因りその職に堪えないで退職した場合について準用する。
- 4 警察長等が保安庁法第三十三條第二項の規定によりその任用期間を延長された場合又は同法同條第三項の規定により引き續いて任用された場合には、同法同條第一項の規定による任用期間が経過した日をもつて退職したものとなし、当該警察長等に第一項に規定する退職手当を支給する。
- 5 保安庁法第三十三條第二項の規定により警察長等がその任用期間を延長され、その延長された期間を警察長等として勤務して退職し、又は死亡した場合には、退職手当として、前項の規定による退職手当の外、その者の退職又は死亡当時の俸給日額にその延長された期間一月につき四日の割合で計算した日数を乗じて得た額を支給する。
- 6 昭和二十七年七月一日から昭和二十七年十月十四日までの間においてその任用期間が経過し、一等警察士補、二等警察士補又は三等警察士補(以下「警察士補」という。)として引き續いて任用された者及び昭和二十七年十二月一日においてその任用期間が経過し、一等保安士補、二等保安士補又は三等保安士補(以下「保安士補」という。)として引き續いて任用された者がこれらの引き續いて任用された日から起算して二年の期間を保安士補として勤務(警察士補としての勤務を含む)して退職し、又は死亡した場合においては、退職手当として、その者の退職又は死亡当時の俸給日額の五十日分に相当する額を支給する。
- 7 警察長等から警察士補に、保安長等から保安士補に、警察士補から三等警察士補以上の警察予備隊の警察官に、又は保安士補から幹部保安官に昇任した場合における第一項から第四項まで及び前項の規定の適用について必要な退職手当の計算及び支給の方法は、政令で定める。
- 8 第一項から第三項まで、第五項及び第六項に規定する期間は、月によつて計算する。
- 9 本條の規定による退職手当は、左の各号の一に該当する者には支給しない。
- 一 保安庁法第三十五條第二項の規定による失職(同法同條第一項第一号に該当する場合を除く)をした者
- 二 保安庁法第四十二條の規定による懲戒免職の処分を受けた者
- 三 保安庁法第五十九條第四項の規定に該当し退職させられた者
- 10 本條の規定による退職手当の支給を受けた職員に対する国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の適用については、その退職手当の計算の基礎となつた期間は、同法第七條の勤続期間から除算する。
- (国家公務員共済組合法の適用)
- 第二十九條 職員についての国家公務員共済組合法の適用については、同法第二條第二項の規定にかかわらず、職員を単位として、総理府に一組合を設ける。
- 2 保安官、警備官又は保安大学校の学生が第二十二條の規定により国から療養の給付又は療養費の支給を受けた場合には、国家公務員共済組合法に規定する共済組合は、同法第三十條及び第三十一條に規定する療養の給付及び療養費の支給は、行わない。
- (出動の場合の特別措置)
- 第三十條 保安庁法第六十一條第一項又は第六十四條第二項の規定により出動を命ぜられた場合における職員の給與及び災害補償等に関する必要な特別の措置については、別に法律で定める。
- 附則
- 1 この法律は、昭和二十七年七月一日から施行する。
- 2 この法律(第二十七條及び附則第十項を除く)は、昭和二十七年七月一日から昭和二十七年十月十四日までの間は、警察予備隊の警察官については適用しない。
- 3 昭和二十七年七月一日から昭和二十七年十月十四日までの間における警察予備隊の警察官に対する第二十七條の規定の適用については、同條第二項中「保安官」とあるのは「警察予備隊の警察官」と、「営外手当」とあるのは「営外給」と、「二等保安士補以下」とあるのは「二等警察士補以下」とする。
- 4 海上警備隊の職員の給與等に関する法律(昭和二十七年法律第 号)は、廃止する。
- 5 この法律施行の際保安庁法附則第八項及び第九項の規定により保安庁の職員となる者の級若しくは職務の級又は号俸は、それぞれ警察予備隊令施行令(昭和二十五年政令第二百七十一号)又は旧海上警備隊の職員の給與等に関する法律の規定によりその者が属している級若しくは職務の級又はその者が受けている号俸に対応する級若しくは職務の級又は号俸とする。
- この場合において、その者が従前受けていた俸給額が、新たにその者が属することとなつた級若しくは職務の級又は階級における俸給の額の最高号俸による額をこえている場合においては、その額をもつてその者の俸給額とする。
- 6 警察予備隊令廃止の際保安庁法附則第十三項の規定により保安官となる者の号俸は、従前の警察予備隊令の規定によりその者が受けている号俸に対応する号俸とする。
- 7 前二項に規定する職員に対し、従前の規定に基いてなされた給與等に関する決定及び手続は、この法律の相当規定に基いてなされたものとみなす。
- 8 保安庁法附則第十五項に規定する保安官に対しては、警察予備隊令施行令第二十條の規定に従い、同條に規定する特別退職手当を支給する。
- 9 警察予備隊の一等警察士補以下の警察官としての在職期間は、国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律第七條の勤続期間の計算については、その期間から除算する。保安庁法附則第十五項に規定する保安官の任用期間が経過するまでの在職期間についても、同様とする。
- 10 職員に係る公務上の災害に対する補償に相当する給與又は給付で、この法律施行前において支給すべき事由の生じたものの支給については、なお、従前の例による。但し、労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給與の応急措置に関する法律(昭和二十二年法律第六十七号)に基いて国が支給する職員に係る給與のうち公務上の災害に対する補償に相当するものは、長官に対して、審査を請求することができる。国家公務員災害補償法第二十四條から第二十七條までの規定は、この場合について準用する。
- 11 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。
- 第二十條第二項第二号中「事務次官の下に、保安庁次長」を加え、同項第六号を同項第九号とし、同項第七号を同項第十号とし、同項第五号の次に次の三号を加える。
- 六 海上公安官

七 保安官
八 警備官
第二十條第三項中「第七号」を「第十号」に改める。
第二十三條第五号を次のように改める。
五 一等海上公安士補、二等海上公安士補又ハ三等海上公安士補タル海上公安官
六 一等保安士補、二等保安士補、三等保安士補、保査長、一等保査又ハ二等保査タル保安官
七 一等警備士補、二等警備士補、三等警備士補、警査長、一等警査又ハ二等警査又ハ三等警査タル警備官
第三十八條ノ四第一項第六号中「海上保安庁」を「保安庁」に改める。
第四十四條に次の一項を加える。

第二十條第二項第七号及第八号並第二十條第六号及第七号ニ掲グル者ニ付テハ俸給日額ノ三十倍ニ相当スル金額ヲ以テ其ノ号俸ニ対応スル俸給ノ月額トス
第五十九條に次の但書を加える。
但シ第二十條第二項第七号若ハ第八号又ハ第二十條第六号若ハ第七号ニ掲グル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
第五十九條ノ三第一号中「昇給シタル者」の下に「(第三号ニ規定スル者ヲ除ク)を加え、同條に次の一号を加える。
三 保安庁ノ職員(海上公安局ノ職員ヲ除ク)タル公務員ニシテ同一ノ級若ハ職務ノ級又ハ階級ニ於テ其ノ級若ハ職務ノ級又ハ階級ニ於ケル俸給ノ幅ノ最高額ヲ超エ昇給シタルモノニ付テハ保安庁職員給與法(昭和二十七年法律第...号)別表第五、別表第六又ハ別表第七ニ掲グル一号俸又ハ二号俸上位ノ号俸ヲ前條第一項ノ一号俸又ハ二号俸上位ノ号俸トス
別表第一号表ノ三に次の一号を加える。
七 航空機ニ乗ジ航空勤務中不可抗力ニ因ル傷病疾病
十二 国家公務員に對する寒冷地手当及び石炭手当の支給に關する法律(昭和二十四年法律第百号)の一部を次のように改正する。
本則中第三條の次に次の一條を加える。
第四條 この法律の規定は、国家公務員法第二條第三項第十五号に規定する職員(政令で定める保安官及び警備官を除く。)で寒冷地に在動し常時勤務に服する者及び寒冷地に保安庁長官の定める定けい港を有する船舶に

乗組む者について準用する。
この場合において、必要な諸替は、政令で定める。
十三 国家公務員のための施設宿舍に關する法律(昭和二十四年法律第百十七号)の一部を次のように改正する。
第十條第十二号を次のように改める。
第十二 削除
第十四 厚生年金保險法(昭和十六年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。
第三十六條第一項但書中「国家公務員災害補償法第十三條」を「国家公務員災害補償法第十三條(保安庁職員給與法第二十七條第一項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム以下之ニ同ジ)」に、「国家公務員災害補償法第二十條」を「国家公務員災害補償法第二十條(保安庁職員給與法第二十七條第一項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)」に改める。
第十五 地方税法(昭和二十五年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。
第二百六十二條第五号中「国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第百九十一号)」を「国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第百九十一号、保安庁職員給與法(昭和二十七年法律第...号)第二十七條第一項において準用する場合を含む。以下同じ。)」に改める。
十六 この附則に定めるものの外、この法律施行のための必要な経過措置は、政令で定める。

乗組む者について準用する。
この場合において、必要な諸替は、政令で定める。
十三 国家公務員のための施設宿舍に關する法律(昭和二十四年法律第百十七号)の一部を次のように改正する。
第十條第十二号を次のように改める。
第十二 削除
第十四 厚生年金保險法(昭和十六年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。
第三十六條第一項但書中「国家公務員災害補償法第十三條」を「国家公務員災害補償法第十三條(保安庁職員給與法第二十七條第一項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム以下之ニ同ジ)」に、「国家公務員災害補償法第二十條」を「国家公務員災害補償法第二十條(保安庁職員給與法第二十七條第一項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)」に改める。
第十五 地方税法(昭和二十五年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。
第二百六十二條第五号中「国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第百九十一号)」を「国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第百九十一号、保安庁職員給與法(昭和二十七年法律第...号)第二十七條第一項において準用する場合を含む。以下同じ。)」に改める。
十六 この附則に定めるものの外、この法律施行のための必要な経過措置は、政令で定める。

ル場合ヲ含ム以下之ニ同ジ)」に改め、第四十四條但書中「国家公務員災害補償法第十五條」を「国家公務員災害補償法第十五條(保安庁職員給與法第二十七條第一項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)」に改める。
第十六 地方税法(昭和二十五年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。
第二百六十二條第五号中「国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第百九十一号)」を「国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第百九十一号、保安庁職員給與法(昭和二十七年法律第...号)第二十七條第一項において準用する場合を含む。以下同じ。)」に改める。
第十七 この附則に定めるものの外、この法律施行のための必要な経過措置は、政令で定める。

別表第一 大長及び官房長等俸給表

区 長	俸 給	月 額	大 長	官 房 長	俸 給	月 額
	一 号 俸	三〇、〇〇〇 円	二 号 俸	三、三〇〇 円	三 号 俸	三六、〇〇〇 円
				四 号 俸	三九、〇〇〇 円	
				五 号 俸		
				六 号 俸		
				七 号 俸		
				八 号 俸		
				九 号 俸		
						五三、〇〇〇 円

課 長	級 俸	俸 給	月 額
甲 級	一 号 俸	二〇、四〇〇 円	
乙 級	二 号 俸	二一、七〇〇 円	
丙 級	三 号 俸	二三、〇〇〇 円	
	四 号 俸	二四、五〇〇 円	
	五 号 俸	二六、〇〇〇 円	
	六 号 俸	二七、五〇〇 円	
	七 号 俸	二八、八〇〇 円	
	八 号 俸	三〇、〇〇〇 円	
	九 号 俸	三二、〇〇〇 円	

備考
甲、乙及び丙の各級の区分の基準は、總理府令で定める。

昭和二十七年五月三十一日 衆議院會議錄第四十八号 保安庁職員給與法案外一件

別表第六 事務官等通し号俸表	
号俸	俸給月額
一	三、六〇〇 円
二	三、七〇〇
三	三、八〇〇
四	三、九〇〇
五	四、〇〇〇
六	四、一〇〇
七	四、二〇〇
八	四、三〇〇
九	四、四〇〇
一〇	四、五〇〇
一一	四、六〇〇
一二	四、七五〇
一三	四、九〇〇
一四	五、〇五〇
一五	五、二〇〇
一六	五、三五〇
一七	五、五〇〇
一八	五、七〇〇
一九	五、九〇〇
二〇	六、一〇〇
二一	六、三〇〇
二二	六、五〇〇
二三	六、七〇〇
二四	六、九〇〇
二五	七、一〇〇
二六	七、三〇〇
二七	七、五五〇
二八	七、八〇〇
二九	八、〇五〇
三〇	八、三〇〇
三一	八、六〇〇
三二	八、九〇〇

三三	三四	三五	三六	三七	三八	三九	四〇	四一	四二	四三	四四	四五	四六	四七	四八	四九	五〇	五一	五二	五三	五四	五五	五六	五七	五八	五九	六〇	六一	六二	六三	六四	六五	六六	六七	六八	六九	七〇
九、二五〇	九、六〇〇	九、九五〇	一〇、三〇〇	一〇、六五〇	一一、〇〇〇	一一、四〇〇	一一、八〇〇	一二、二〇〇	一二、六〇〇	一三、〇〇〇	一三、五〇〇	一四、〇〇〇	一四、五〇〇	一五、〇〇〇	一五、五〇〇	一六、〇〇〇	一六、六〇〇	一七、二〇〇	一七、八〇〇	一八、四〇〇	一九、〇〇〇	一九、六〇〇	二〇、四〇〇	二一、二〇〇	二二、〇〇〇	二二、八〇〇	二三、六〇〇	二四、四〇〇	二五、二〇〇	二六、二〇〇	二七、二〇〇	二八、二〇〇	二九、二〇〇	三〇、三〇〇	三一、四〇〇	三二、五〇〇	三三、六〇〇

号俸	俸給日額
一	一五〇
二	一五五
三	一六〇
四	一六五
五	一七〇
六	一七五
七	一八〇
八	一八五
九	一九〇
一〇	一九五
一一	二〇〇
一二	二〇五
一三	二一〇
一四	二一五
一五	二二〇
一六	二二五
一七	二三〇
一八	二三五
一九	二四〇
二〇	二四五
二一	二五〇
二二	二五五
二三	二六〇
二四	二六五
二五	二七〇

六六	六五	六四	六三	六二	六一	六〇	五九	五八	五七	五六	五五	五四	五三	五二	五一	五〇	四九	四八	四七	四六	四五	四四	四三	四二	四一	四〇	三九	三八	三七	三六	三五	三四	三三	三二	三一	三〇	二九	二八	二七	二六	二五	二四	二三						
一一〇	一〇九	一〇八	一〇七	一〇六	一〇五	一〇四	一〇三	一〇二	一〇一	一〇〇	九九	九八	九七	九六	九五	九四	九三	九二	九一	九〇	八九	八八	八七	八六	八五	八四	八三	八二	八一	八〇	七九	七八	七七	七六	七五	七四	七三	七二	七一	七〇	六九	六八	六七	六六	六五	六四	六三	六二	六一

別表第八 航海手当日額表	
階級	手当
警備監	一、三〇〇
保安監	一、三五〇
警備補	一、四〇〇
保安補	一、四五〇
一等警備正	一、五〇〇
二等警備正	一、五五〇
三等警備正	一、六〇〇
一等保安正	一、六五〇
二等保安正	一、七〇〇
三等保安正	一、七六〇
一等警備士	一、八二〇
二等警備士	一、八八〇
三等警備士	一、九四〇
一等保安士	二、〇〇〇
二等保安士	
三等保安士	
一等警備士補	
二等警備士補	
三等警備士補	
一等保安士補	
二等保安士補	
三等保安士補	

二等警備士補	七〇円
二等保安士補	
三等警備士補	
三等保安士補	
警査長	六〇円
保査長	
一等警査	
二等警査	五五円
三等警査	

保安庁職員給与法案(内閣提出)に
関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

昭和二十七年における国家公務員に対する臨時手当の支給に関する法律案

昭和二十七年における国家公務員に対する臨時手当の支給に関する法律

〔臨時手当の支給〕

第一條 国家公務員(常時勤務に服さない者であつて政令で定めるものを除く)であつて昭和二十七年六月十五日に在職するもの(以下「職員」という)に対しては、昭和二十七年に限り、臨時手当を支給する。

第二條 臨時手当の額は、職員の給与月額に、その者の昭和二十六年十二月十六日から昭和二十七年六月十五日までの間における在職期間に於いて、左の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

一 在職期間が六月以上の場合
百分の五十
二 在職期間が三月以上六月未満の場合
百分の三十
三 在職期間が三月未満の場合
百分の十五

月十五日までの間における在職期間に於いて、左の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

一 在職期間が六月以上の場合
百分の五十

二 在職期間が三月以上六月未満の場合
百分の三十

三 在職期間が三月未満の場合
百分の十五

2 前項の給与月額は、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という)については、その者が昭和二十七年六月十五日現在において受けるべき同法に規定する俸給、扶養手当及び勤務地手当の月額の合計額とし、その他の職員については、一般職の職員の給与月額に準じて政令で定める額とする。

(在職期間の計算方法)
第三條 前條第一項に規定する在職期間の計算については、三十日をもつて一月とする。

(臨時手当の支給時期)
第四條 臨時手当は、昭和二十七年六月十六日に支給する。

(臨時手当の受領者の特別)
第五條 在外公館に勤務する外務公務員及び海上保安庁法(昭和二十三年法律第二十八号)第二章に規定する海上警備隊の職員の臨時手当の支給は、これらの職員が指定

する者にすることが出来る。

〔臨時手当の支給細目〕

第六條 第二條第二項及び前三條に規定するものの外、在職期間の計算方法その他臨時手当の支給に關し必要な細目は、政令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

4 在外職員に対しては、昭和二十七年に限り、昭和二十七年六月に在職する国家公務員に対する臨時手当の支給に関する法律(昭和二十七年法律第 号)の規定に基づいて、臨時手当を支給する。

昭和二十七年における国家公務員に対する臨時手当の支給に関する法律案(内閣提出)に関する報告書
〔最終号の附録に掲載〕

〔藤枝泉介君登壇〕

○藤枝泉介君 たいだいま議題となりました保安庁職員給与法案並びに昭和二十七年に在職する国家公務員に対する臨時手当の支給に関する法律案につきまして、人事委員会における審議の経過

並びに結果の概要を報告申し上げます。

まず保安庁職員給与法案について申し上げます。一昨日本院において可決せられました保安庁法案におきましては、この保安庁の職員は、海上公安局の職員を除き、これを特別職とし、その任免、分限、懲戒、服務等につき所要の規定を設けておりますので、これに對照して、海上公安局の職員を除くこれらの職員の給与に関する事項等を定める必要を認めまして、本法案の提出となつたのであります。

次に本法案の内容をごく簡単に御紹介申し上げますと、本法案はおおむね従来の警察予備隊及び海上警備隊の職員の給与に関する規定を踏襲しておるものであります。保安庁の次長、官房長、局長、課長または部員には、現在の警察予備隊本部におけるものとつたく同様に俸給、扶養手当及び勤務地手当を支給することとしたし、保安官または警備官には、それ／＼現在の警察予備隊の警察官または海上警備隊と同様に、俸給、扶養手当、世外手当、乗船手当、航海手当及び食事を支給し、被服等を支給または貸與することとしたしておるのであります。

本法案は、五月十三日人事委員会に付託となり、五月十六日政府委員より提案理由の説明を聴取し、五月二十一日以降八回にわたり委員会を開き、慎重審議を進めたのでありますが、質疑

応答の詳細はすべて会議録にゆだねることとしたします。

かくて、本日質疑終了の後、ただちに討論に入りましたところ、自由党を代表して私より賛成、平川篤雄君は改進黨を、松澤兼人君は日本社会党を代表いたしました。保安庁法案に反対の立場から、それ／＼本法案にも反対の意見を述べられました。

採決の結果、起立多数をもつて本法案は原案通り可決すべきものと決しました。

次に、昭和二十七年における国家公務員に対する臨時手当の支給に関する法律案につきまして報告申し上げます。

御承知のように、わが国の生活慣習といたしまして、夏季及び年末には何かと出費が多いのでございます。ために、民間等におきましても、従来からこの時期には何らかの形で特別手当を支給するのが実情でございます。これら諸般の事情を考慮いたしました結果、本年度に限り、臨時的な処置として、六月に手当を支給いたそうとするのが、本法律案の提案理由でございます。

次にその要旨を申し上げますと、本法律案により臨時手当を支給せられる範囲は、常勤の一般職並びに特別職の国家公務員全部といたしております。またその支給額は、給与月額の半月分を最高として、在職期間に於いて、漸次

昭和二十七年五月三十一日 衆議院會議録第四十八号 電波監理委員会委員任命につき同意の件 議長の報告

その額に差等を付すこととしたしております。なお臨時手当の支給日は本年六月十六日といたしております。

以上、簡単に報告を申し上げます。

(拍手)

○副議長(岩本信行君) まず保安庁職員給与法案につき採決いたします。本案の委員長報告は可決であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(岩本信行君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

かくて、五月三十一日質疑の終了とともに討論に入り、改進黨を代表して平川鳩雄君よりは、特別手当として一箇年一箇月分の予算が見込まれている場合、夏季手当として半箇月分を支給するならば、夏季よりもさらに出費を必要とする年末において夏季同様の額を支給することは諸般の事情にそぐわないと考えられるので、この歳、年末にはさらに増額の措置をとり得るよう、特に政府の善処を要望したいとの希望条件を付して賛成の意見が述べられ、次いで日本社会党岡良一君からは、特別手当に関する課税について、このような臨時生活資金の色彩を強くする特別手当については、所得税法上の原則論はともかくとして、公務員の生活実態に即するよう課税の免除もしくは減額を考慮されるのが望ましいとの希望条件を付して賛成の意が表明せられました。

次いで採決に入りましたところ、全会一致をもつて本法案は原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

○副議長(岩本信行君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

次に昭和二十七年年度における国家公務員に対する臨時手当の支給に関する法律案につき採決いたします。本案の委員長報告は可決であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(岩本信行君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

(賛成者起立)

○副議長(岩本信行君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

(賛成者起立)

○副議長(岩本信行君) お諮りいたします。内閣から、電波監理委員会委員に坂山平一君を任命するため本院の同意を得たいとの申出がありました。右申出の通り同意するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(岩本信行君) 起立多数。よつて同意するに決しました。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十七分散会

出席閣僚大臣

外務大臣 岡崎 勝男君

郵政大臣 佐藤 榮作君

電気通信大臣 佐藤 榮作君

労働大臣 吉武 恵市君

厚生大臣 野田 卯一君

建設大臣 大橋 武夫君

国務大臣 岡野 清麿君

国務大臣 岡野 清麿君

出席政府委員

警察予備隊 江口見登留君

本部長 龍野喜一郎君

法務政務次官 西村 直己君

大蔵政務次官 河野 一之君

大蔵省主計局長 今村 忠助君

文部政務次官 楠本 正康君

厚生省公衆衛生 局環境衛生部長 佐々木秀世君

運輸政務次官 堀原 俊郎君

建設政務次官 堀原 俊郎君

朗読を省略した報告

一、去る二十九日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

会社更生法

破産法及び破産法の一部を改正する法律

国家行政組織法の一部を改正する法律

一、去る二十九日本院は日本放送協会経営委員会委員に神野金之助君、則内ウラ君及び遠藤俊一君を任命する

ことに同意した旨参議院に通知した。

一、吉田内閣総理大臣から林議長宛、去る十七日議長において承認した山崎小五郎君を去る二十九日政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、昨三十日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

船舶安全法の一部を改正する法律

一、昨三十日佐藤参議院議長から林議長宛、参議院は日本放送協会経営委員会委員に神野金之助君、則内ウラ君及び遠藤俊一君を任命することに同意した旨の通知書を受領した。

よつて両議院は右の通り同意した旨内閣に通知し、その旨参議院に通知した。

一、昨三十日佐藤参議院議長から林議長宛、参議院は電波監理委員会委員に坂山平一君を任命することに同意した旨の通知書を受領した。

一、昨三十日、内閣総理大臣から、日本国有鉄道監理委員会委員に佐藤喜一郎君及び工藤義男君を任命したいので日本国有鉄道法第十二條の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る二十八日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

九六六

一、去る二十九日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

青木 孝義君 新井 京太君

岡西 明貞君 久野 忠治君

田淵 光一君 今野 武雄君

人事委員 山崎喜久一郎君

地方行政委員 志賀健次郎君

文部委員 松井 豊吉君

厚生委員 田中 元君

水産委員 田中 萬逸君

田中 萬逸君 井之口政雄君

郵政委員 池田正之輔君 犬養 健君

玉置 實君 受田 新吉君

電気通信委員 山口六郎次君 稻葉 修君

労働委員 経済安定委員 多田 勇君 土井 直作君

予算委員 木村 榮君

図書館運営委員 本多 市郎君

一、去る二十八日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員 西村 榮一君

経済安定委員 中崎 敏君

一、去る二十九日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員 本多 市郎君 木村 公平君

山口六郎次君 田中 萬逸君

山口喜久一郎君 井之口政雄君

人事委員

一、昨三十日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
農業共済事業資金融通法案（吉川久衛君外百九名提出）
引揚同胞対策審議会設置法の一部を改正する法律案（小平久雄君外八名提出）
離島航路整備法案（關谷勝利君外四十八名提出）
一、昨三十日参議院において、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。
港湾法の一部を改正する法律案
一、昨三十日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
船舶安全法の一部を改正する法律案
一、去る二十九日議員から提出した質問主意書は次の通りである。
大工等に対する事業税に関する質問主意書（池田峯雄君提出）
福井県商工信用協同組合認可遅延に関する質問主意書（大矢省三君提出）

明治二十五年
三月三十一日迄

郵便

定価 一部

八〇円

発行所

東京都新宿区市村本町一五
印刷 印刷 印刷
昭和二十七年五月三十一日